

# 第3次光市環境基本計画

令和5年3月

光 市



## はじめに

「美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。」

本市では、光市自然敬愛都市宣言に込めたこの想いを普遍、不朽の理念として、豊かな自然環境とそこで育まれる生態系を守り、育て、それらと調和した生活環境づくりに市民の皆様と協働で邁進してまいりました。



しかしながら、近年、人類が物質的な豊かさや便利さを追求し、自然の摂理を逸脱した開発行為を続けてきた結果、進行した地球温暖化は、気候危機とも呼ばれる気候変動の急激な進行を引き起こし、私たちを取り巻く自然環境や生活環境をたびたび脅かしています。さらに、マイクロプラスチックなどの海洋ごみ問題や外来生物による生態系への影響など、深刻化、多様化する環境問題への対応は、今を生きる私たちに課せられた大きな課題となっています。

このような中、地球温暖化の緩和と気候変動の影響への適応をはじめ、様々な環境問題の解決を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」という人類共通の目標設定を契機に、世界各国において、いつまでも安心して住み続けられる持続可能な環境づくりが、これまで以上の危機感とスピードを持って取り組まれています。

本市でも、激甚化する自然災害や様々な環境問題から自然、生命、生活を守り抜くとともに、国際社会の一員として、SDGsに積極的に貢献していくため、環境政策の羅針盤となる「第3次光市環境基本計画」を策定いたしました。

今後は、計画に基づき、的確かつ柔軟に施策を展開し、目指す環境像「人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり」の実現に「オールひかり」で力強く前進できるよう、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議やご意見をいただきました光市環境審議会をはじめ、光市議会、アンケートにご協力いただきました中学・高校生並びに市民の皆様に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和5年3月

光市長 市川 熙

# 光市自然敬愛都市宣言

～美しく すばらしい自然を次世代へ～

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成18年3月23日

山口県光市

# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象となる範囲.....	3
5 計画の対象となる主体.....	3
6 環境配慮行動.....	4
<b>第2章 光市の現状</b>	
1 地域の特徴.....	6
2 温室効果ガス排出量.....	9
<b>第3章 第2次光市環境基本計画の評価及び課題</b>	
1 後期リーディングプロジェクトの評価及び課題.....	12
<b>第4章 光市が目指す姿</b>	
1 計画策定の基本姿勢.....	17
2 目指す環境像.....	19
3 基本方針.....	19
4 基本方針ごとの具体的なまちのイメージ.....	20
5 施策の体系.....	23
<b>第5章 基本方針ごとの施策</b>	
基本方針Ⅰ 自然敬愛都市の実現.....	26
基本方針Ⅱ 地球温暖化対策の推進.....	37
基本方針Ⅲ 循環型社会の実現.....	45
<b>第6章 リーディングプロジェクト</b>	
1 リーディングプロジェクトとは.....	52
2 リーディングプロジェクト	
未来のために今変える ライフスタイル転換プロジェクト.....	53
未来のために今挑む 脱炭素推進プロジェクト.....	55
未来のために今学ぶ 環境学び創造プロジェクト.....	57
<b>第7章 計画の推進</b>	
1 計画の推進に向けて.....	59
2 推進体制.....	59
3 情報の発信と進行管理.....	60
<b>資料編</b>	
Ⅰ 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組.....	62
Ⅱ 策定経過.....	66
Ⅲ 関係条例・要綱及び委員等名簿.....	68
Ⅳ 市民アンケート結果（抜粋）.....	79
Ⅴ 用語解説.....	85

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

### (1) 国際的な動向

21世紀は「環境の世紀」と呼ばれています。18世紀中頃の産業革命以降、飛躍的に発展してきた社会は、20世紀には大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムを構築し、私たちの暮らしに物質的な豊かさや便利さをもたらしました。一方、こうした社会構造の変化に伴い自然環境への負荷を増大させてきた結果、地球温暖化の進行とともに、気候変動が原因とみられる気象災害の頻発化や生物多様性の損失、海洋汚染など、地球規模による環境問題が顕在化・深刻化し、私たち人類の生存基盤にも大きな影響を及ぼしています。

そうした中、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)として、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030年(令和12年)までを期限とする17のゴールや環境・経済・社会の三側面統合の概念などが示されました。

さらに、平成27年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で合意された「パリ協定」では、地球温暖化や気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減に関する新たな国際的な取り決めとともに、世界の平均気温を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることや、出来る限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることなどが世界共通の目標として設定されました。

### (2) 国および県の動向

国は、こうした「SDGs」や「パリ協定」など、時代の転換点ともいえる国際的な潮流を受け、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標を「2030年度に2013年度比で26%減、2050年までに80%減」と決めました。

また、令和2年10月には、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、令和3年10月に改定された同計画では、温室効果ガスの削減目標が「2030年度に2013年度比で46%減」に引き上げられました。

さらに、平成30年6月に「気候変動適応法」を公布、同年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定するなど、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」とともに、気候変動による影響への「適応策」を同時に取り組むことにより、地球温暖化による気候変動が原因とされる平均気温の上昇や自然災害の頻発化などへの対策を推進しています。

平成30年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGsやパリ協定を達成するための総合的な取組が示されました。

県においては、令和3年3月に、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への継承に向けて全県的に取り組むための大綱となる「山口県環境基本計画」を改定し、また、地球温暖化対策推進の指針となる「山口県地球温暖化対策実行計画」や循環型社会の形成をより一層推進するための「山口県循環型社会形成推進基本計画」、さらには、海洋プラスチックごみの発生抑制対策などを盛り込んだ「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画」を改定するなど、環境に関する様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

### (3) これまでの市の取組

本市が誇る美しい自然環境は、ふるさと光を形成する重要な財産です。自然の偉大さややさしさ、きびしさを知り、自然を敬愛する気持ちとともに、ふるさとの原風景を次世代に引き継いでいくため、平成18年3月に「自然敬愛都市宣言」、平成19年4月には、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を施行しました。

こうした自然敬愛の精神と光市環境基本条例の理念に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「光市環境基本計画」を策定しました。また、平成25年3月には、新たな課題や社会情勢の変化に対応した「第2次光市環境基本計画」を策定し、“人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり”の実現を目指した施策を総合的・計画的に進めてきました。

この間、本市では、これまでの経験や予想をはるかに超える「平成30年7月豪雨災害」により、自然環境や市民生活に甚大な被害を受けるなど、改めて、地球温暖化を要因とする気候変動対策が課題として浮き彫りになりました。

また、特定外来生物などの外来種の侵入やマイクロプラスチック等の海洋ごみの漂着などにより、本市固有の生態系が脅威にさらされるなど、生物多様性や自然環境の保全に向けた更なる取組の強化が求められています。

### (4) 計画策定の趣旨

環境負荷の低減や環境保全の取組強化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会構造の変化や人々の生活行動に変容をもたらしている状況を踏まえ、新しい生活様式やデジタル化への対応など、社会情勢の変化に適切に対応していく必要があります。

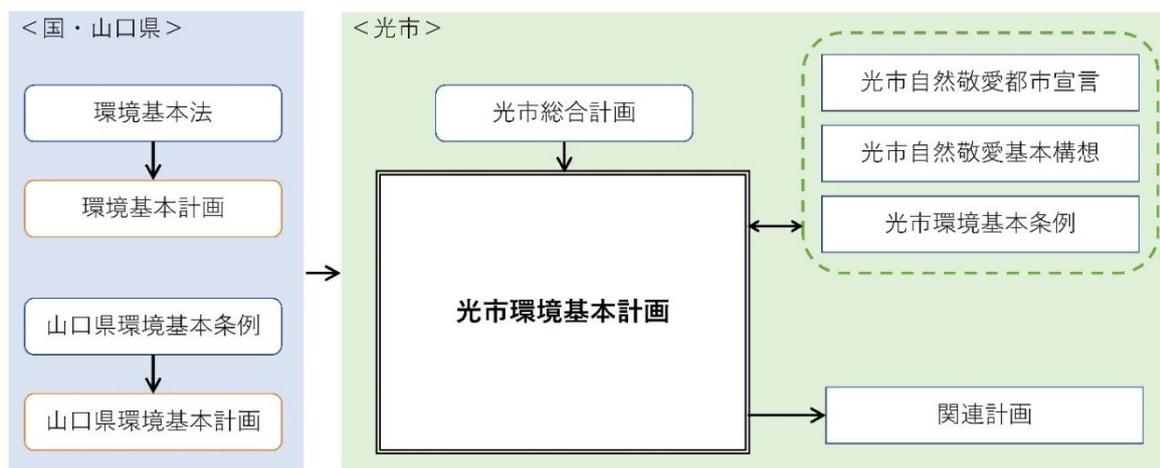
そのため、社会を構成するすべての主体が時代の潮流や情勢の変化を認識し、これまで以上に自主的かつ積極的な取組を協働して進めていくことが今まさに求められています。

第2次光市環境基本計画については、策定から10年が経過し、令和4年度をもって計画期間の満了を迎えることから、本市の美しい自然環境を次世代へ確実に引き継いでいく持続可能な環境都市の実現に向けて、これまでの環境政策の理念や取組を踏まえながら、克服すべき課題への確かつ柔軟に対応する「第3次光市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「オールひかり」で良好な環境の創造を目指します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国や県の動向を踏まえ、光市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。

また、第3次光市総合計画の環境分野における個別計画として、本市における環境行政の最も基本的な事項を定める計画です。このため、第3次光市総合計画をはじめ、光市自然敬愛都市宣言、光市自然敬愛基本構想及び光市環境基本条例の理念を踏まえて策定します。



## 3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年計画です。

ただし、本計画で重点的に取り組むべき事業として位置付けるリーディングプロジェクトについては、5年を目途に見直しを行います。

なお、環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 4 計画の対象となる範囲

本計画の対象となる範囲は、自然環境、生活環境、文化環境、地球環境などの全ての環境と、それらに対する活動とします。

## 5 計画の対象となる主体

本計画の対象となる主体は、市民・事業者・市です。市民には、NPO等の市民団体、本市への通勤・通学者、滞在者及び通過者も含まれます。

## 6 環境配慮行動

### (1) 主体別の環境配慮行動

本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市が、それぞれの立場で環境に配慮した行動を実践していくことが何より重要です。本計画では、光市環境基本条例に定められた市民、事業者及び市の責務に基づき、第5章「基本方針ごとの施策」及び第6章「リーディングプロジェクト」において、各主体に求められる役割を示します。

#### ■光市環境基本条例に定める市民、事業者、市の責務

##### ○市民の責務

市民は、日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策への協力に努めなければならない。

##### ○事業者の責務

事業者は、事業活動に伴うばい煙、汚水その他の公害の発生の防止、廃棄物の適正処理、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の環境保全等に関する施策に協力しなければならない。

##### ○市の責務

市は、市が実施するすべての施策について、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等を基本に、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

光市環境基本条例 平成19年4月1日施行

## (2) 事業活動における環境配慮行動

事業活動は、地域の経済を支える重要な役割を担う一方、市民活動に比べて、環境に与える影響が大きいことから、地球環境や地域の保全には、事業活動に伴う環境負荷の低減は欠かすことができません。より良好な環境を保全・創造し、持続可能な社会を構築するためには、事業者がそれぞれの事業活動に応じた環境配慮行動に積極的に取り組んでいくことが必要となります。

### ■対象範囲ごとの環境配慮行動

区分	環境配慮行動の例
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境保全や景観形成等に関する市の計画の方針や目標との整合を図ります。</li> <li>○ 周辺住民の事業に対する意見を考慮した事業活動を行います。</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地を改変する場合や道路・河川等の事業活動について、風向・風速、地形、地質、土質、河川の水量・水位、ため池への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響等に配慮します。</li> <li>○ 貴重な植物群落、野生生物の生息地、人と自然とのふれあい活動の場等への影響に配慮します。</li> <li>○ 人工物の位置、規模、形状等は、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に配慮します。</li> <li>○ 敷地内の緑化推進等、環境整備に努めます。</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等による被害を生じさせないよう適切な措置を講じます。</li> <li>○ 有害化学物質を使用しない建材や工法を採用します。</li> <li>○ 土地の造成等にあたっては、地下水位の低下や地盤の変形が生じないように、地盤沈下の防止対策を講じます。</li> <li>○ 土壌汚染の発生や拡散防止対策を講じます。</li> <li>○ 施設や工場の建設にあたっては、周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩となるよう努めます。</li> </ul>
文化環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の伝統的景観との調和に配慮し、歴史文化遺産等の環境資源を損なうことがないよう配慮します。</li> <li>○ 土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に配慮します。</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設廃棄物等を用いた再資材の利用や長期使用が可能な資材の利用等により、廃棄物発生量の抑制、減量に努めます。</li> <li>○ 廃棄物のリサイクルを推進します。</li> <li>○ 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入に努めます。</li> <li>○ 耐久性向上の構造や工法の採用等、建築物の長寿命化に努めます。</li> </ul>

# 第2章 光市の現状

## 1 地域の特徴

### (1) 自然

本市は、瀬戸内海国立公園の一角を成す白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬をはじめ、県立自然公園にも指定される幽玄な石城山、多様な生物の命を育む母なる島田川など、海・山・川からなる水と緑の自然豊かな美しいまちです。

また、室積半島の峨嵋山樹林やクサフグ産卵地、牛島のモクゲンジ群生地等は天然記念物に指定されているほか、固有種であるニジガハマギクや春の女神と呼ばれるギフチョウなど、貴重な動植物も多く生息しています。

これらの貴重で美しい自然環境は、人々のふれあいや憩いの場となるなど、市民生活にも多大な恵みを与えるとともに、本市のかけがえのない財産となっています。

### (2) 気候

本市の気候は、比較的温暖少雨である瀬戸内気候区に属しています。平成23年から令和2年までの10年間の年平均気温は16.2℃ですが、近年は上昇傾向にあり、また、年平均総雨量は1,716 mmで、年度間の変化は大きいものの、総雨量に明確な変化の傾向は見られません。



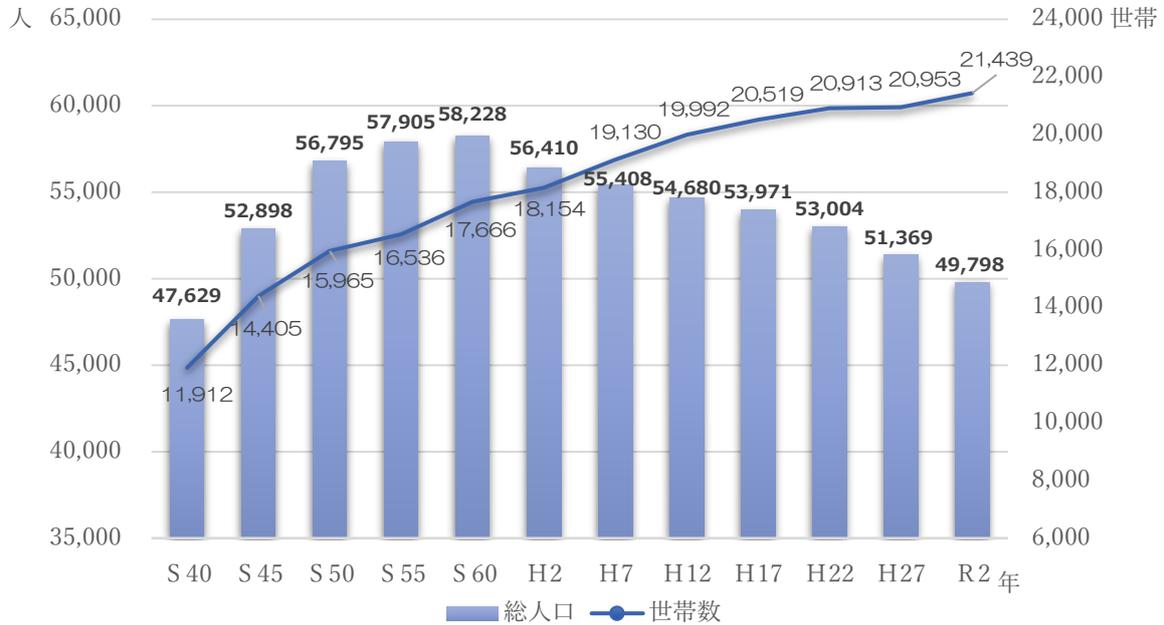
資料：光市統計書

### (3) 社会的・経済的特性

#### ア 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 60 年頃をピークに減少する一方、世帯数の増加が続いています。

【総人口と世帯数の推移】

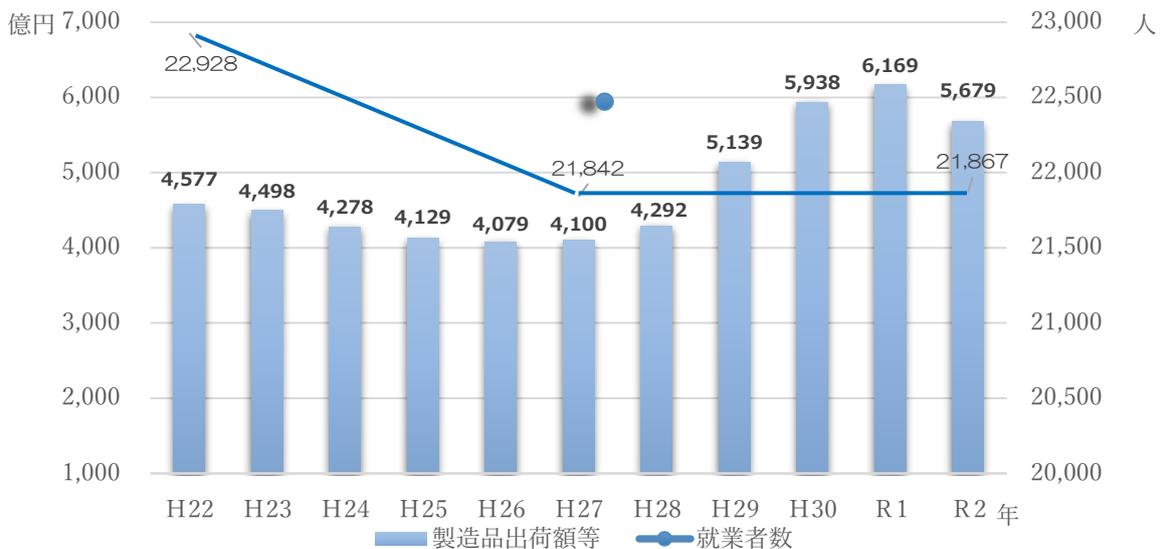


資料：国勢調査

#### イ 製造品出荷額等及び就業者数

本市の従業者 4 人以上の事業所における製造品出荷額等は、近年増加傾向にある一方、全産業における就業者数は近年大きな変化はありません。

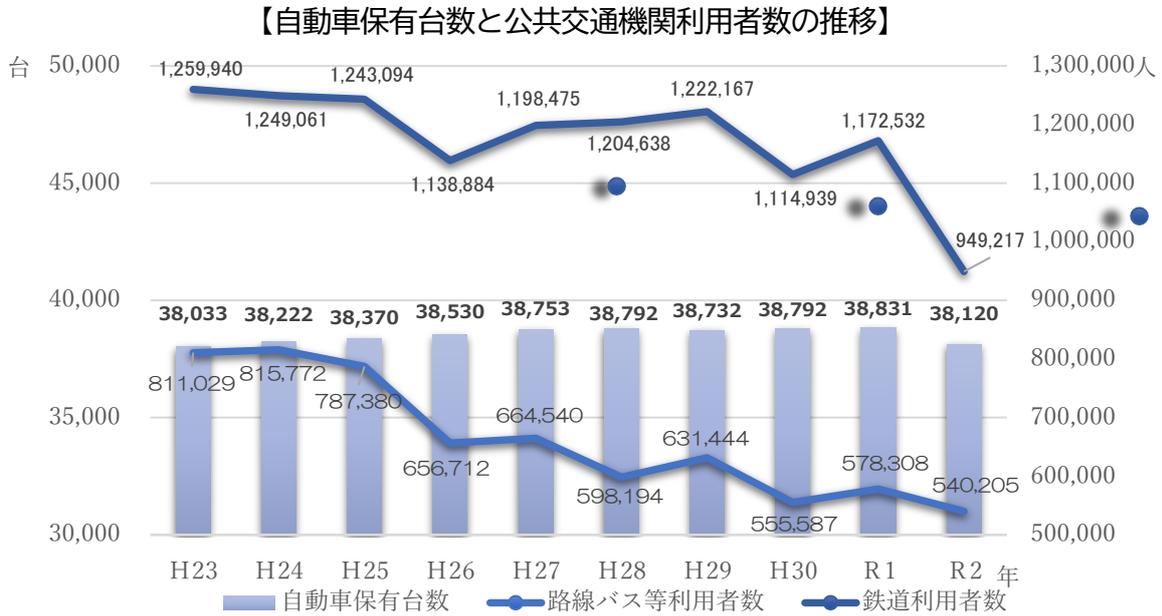
【製造品出荷額等と就業者数の推移】



資料：製造品出荷額等は経済センサス（H23、27、R2）及び山口県工業統計調査。就業者数は国勢調査

## ウ 自動車保有台数及び公共交通機関利用者数

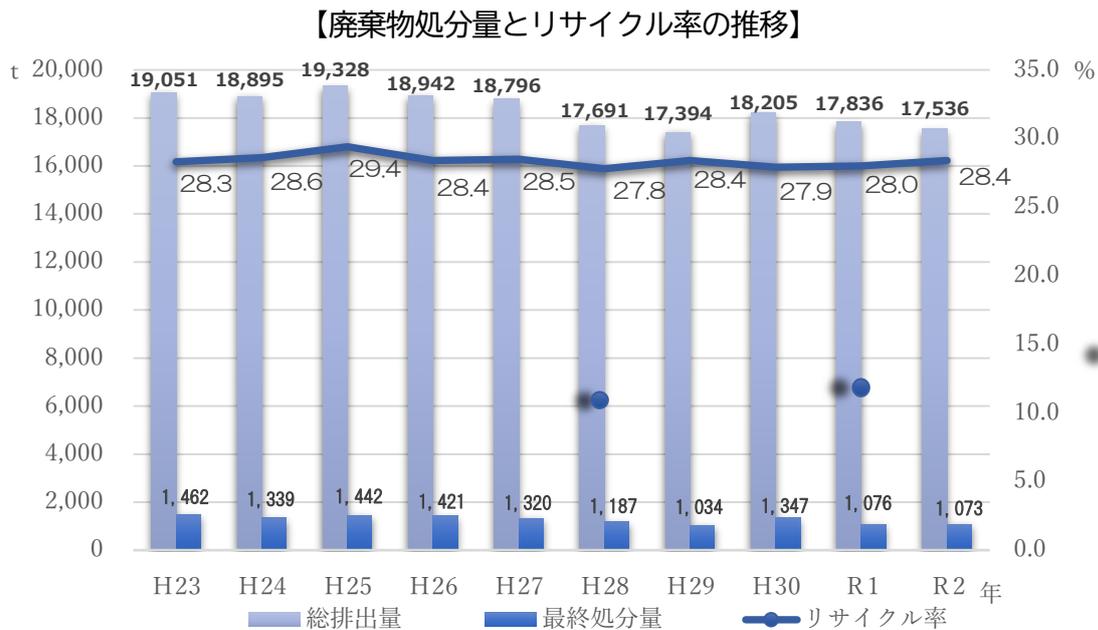
本市の自動車保有台数は、ほぼ横ばいで推移、路線バス等及び鉄道の利用者は、減少傾向が続いています。



資料：自動車保有台数は山口県統計年鑑。その他は光市統計書

## エ 廃棄物処分量及びリサイクル率

本市の廃棄物処分量は、総排出量、最終処分量ともに減少する一方、リサイクル率は、ほぼ横ばいの状態が続いています。



資料：光市主要施策の成果

## 2 温室効果ガス排出量

### (1) 温室効果ガス排出量

令和元年度の本市における温室効果ガス排出量推計値は 2,077 千 t-CO<sub>2</sub> で、国が「地球温暖化対策計画」で定める基準年度とする平成 25 年度と比較して約 20.3%増加しています。

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	平成 25 年度 【基準年度】	令和元年度			
	温室効果ガス 排出量①	温室効果ガス 排出量②	構成比	基準年度差 (①-②)	基準年度比
産業部門	1,390	1,835	88.3%	▲445	▲32.0%
業務その他部門	82	57	2.7%	25	30.4%
家庭部門	115	70	3.4%	45	39.1%
運輸部門	135	111	5.3%	24	17.8%
廃棄物分野	4	3	0.1%	1	25.0%
合計	1,726	2,077	100.0%	▲351	▲20.3%

注：各部門・分野の排出量は、環境省が定める推計手法に基づく「推計値」であり、実際の排出量ではありません。

また、端数処理の関係上、排出量の合計や比率が一致しない場合があります。

資料：環境省「自治体排出量カルテ」

### (2) 部門・分野別排出量

#### ア 産業部門

産業部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 32.0%増加しています。産業部門は、製造業と建設業・鉱業、農林水産業の 3 業種から構成されており、産業部門における排出量のうち、製造業が 99%以上を占めています。

製造業の排出量が増加した要因は、排出量を推計する指標である製造品出荷額等が、基準年度から 2,040 億円増加したことによるものです。

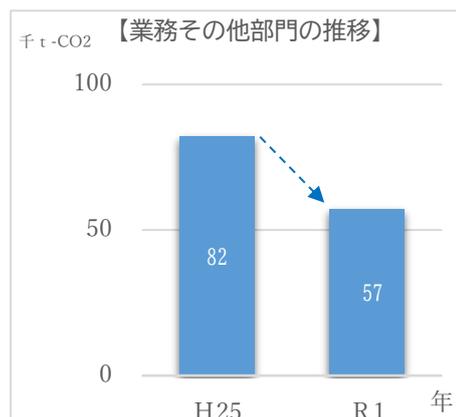
なお、製造品出荷額等 1 億円当たりの排出量は、337 t-CO<sub>2</sub>/億円から 297 t-CO<sub>2</sub>/億円へと 11.9%減少しています。



## イ 業務その他部門

業務その他部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 30.4%減少しています。

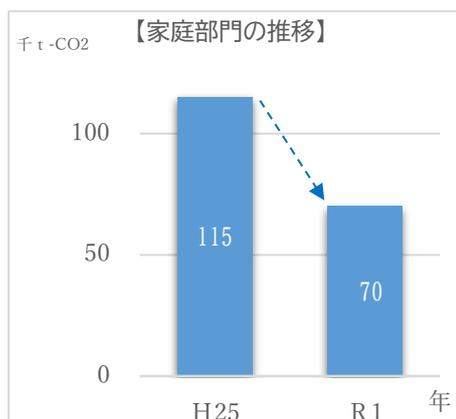
これは、業務その他部門の排出量を推計する指標である従業者数が減少したことによるものです。



## ウ 家庭部門

家庭部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 39.1%減少しています。

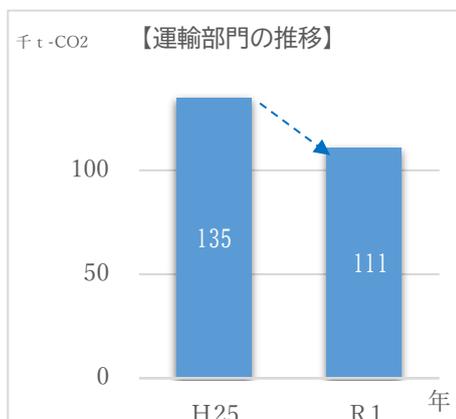
家庭部門の排出量を推計する指標である世帯数が増加しているにもかかわらず排出量が減少していることから、省エネ家電が各家庭に広く普及してきたことなどに加え、市民の省エネ行動も寄与しているものと考えられます。



## エ 運輸部門

運輸部門の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 17.8%減少しています。

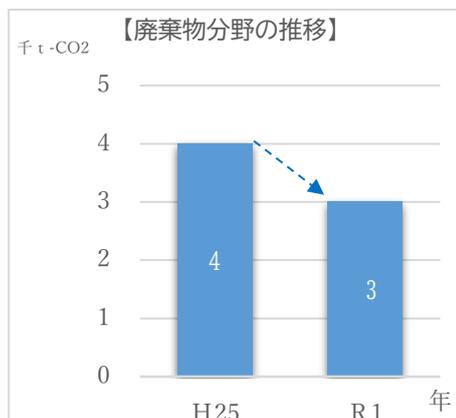
これは、次世代自動車の普及により、使用するエネルギー量が減少したことなどが要因として考えられます。



## オ 廃棄物分野

廃棄物分野の令和元年度の排出量推計値は、基準年度と比較して 25.0%減少しています。

これは、廃棄物の総排出量や最終処分量が、減少傾向にあることが要因として考えられます。



### ■温室効果ガス排出量の推計方法

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（令和4年3月環境省作成）」が示す標準的手法に基づき、以下のとおり各部門・分野の指標を用いて温室効果ガス排出量を推計しています。

部門・分野	説明	推計に用いる指標	
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	製造品出荷額
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	従業者数
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出	従業者数
業務その他	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	従業者数	
家庭	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	世帯数	
運輸部門	自動車	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車含む	自動車保有台数
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	人口
	船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	入港船舶総トン数
廃棄物	一般廃棄物の焼却処分等に伴い発生する排出	一般廃棄物焼却量	

資料：環境省

### <参考> 二酸化炭素吸収量

本市の森林や緑地が吸収する温室効果ガス吸収量は、年間約 13.7 千 t-CO<sub>2</sub> です。

(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	推計方法	吸収量 (R4.4.1時点)
森林	本市の齢級別森林面積 <sup>※1</sup> から材積量を算出し、各種変換係数 <sup>※2</sup> を乗じて推計	13.5
緑地	本市の施設緑地面積 <sup>※3</sup> に、各種変換係数 <sup>※2</sup> を乗じて推計	0.2

※1 「岩徳地域森林計画（R4～R14）」の市町別齢級別森林資源表の面積。

※2 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル算定手法編」の容積密度、拡大係数、炭素含有率、地下部率。

※3 「光市緑の基本計画」の施設緑地の面積

## 第3章 第2次光市環境基本計画の評価及び課題

第2次光市環境基本計画では、自然共生社会の実現、低炭素社会の実現、循環型社会の実現の3つの基本方針を具現化するため、効果的、特徴的な事業をリーディングプロジェクトにとりまとめ、前期（平成25年度から平成29年度まで）と後期（平成30年度から令和4年度まで）の各5年間、計画を先導する取組として重点的に推進してきました。

また、リーディングプロジェクトは、計画の進捗管理において中心的な役割を担い、後期への改定では、前期の成果と評価を踏まえたうえで、時代の潮流等も考慮したプロジェクトを策定しています。

ここでは、本計画の策定にあたり、後期リーディングプロジェクトの取組の成果や数値目標の進捗率をもとに、各プロジェクトの評価及び課題を整理します。

なお、進捗率の算出方法は以下のとおりです。

### ◆進捗率の算出方法

$$\text{【進捗率】} = (\text{近況値} - \text{策定時}) \div (\text{目標値} - \text{策定時})$$

## 1 後期リーディングプロジェクトの評価及び課題

### (1) みんなで輝く LEDで光るまちプロジェクト

#### ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①LED照明を導入している公共施設数	3件	26件 (R3)	10件	328.6%
②街路灯のLED化率	0.5%	16.4% (R3)	3.0%	636.0%
③家庭でLED照明を導入している人の割合	59.1%	74.3% (R3)	85.0%	58.7%

※近況値出典：①環境政策課 ②生活安全課 ③環境市民アンケート

#### イ 評価及び課題

エコで快適なLEDで光るまちの実現に向けて、長寿命で省エネ性能に優れたLED照明の普及促進を目的とした取組を進めてきました。

公共施設におけるLED照明の導入では、学校施設や体育施設等の照明を更新するとともに、本庁舎等でも老朽化した照明器具をLED照明に更新しました。

また、老朽化した街路灯については、優先的にLED照明へ更新を行いました。

さらに、省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）により、家庭へのLED照明設備の導入に対して、令和3年度までに598件の支援を行いました。

こうした取組により、LED照明を導入している公共施設数は目標を達成するとともに、街路灯のLED化率と家庭のLED照明の導入の割合は上昇傾向にあります。脱炭素社会の実現を図るためにも、LED照明をはじめとする省エネルギー設備の更なる普及を進めていくことが課題として挙げられます。

## (2) みんなで創る エコまち推進プロジェクト

### ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①市域全体からの温室効果ガス 排出量（全部門）	2,038 千 t-CO2 (H26)	2,077 千 t-CO2 (R1)	1,862 千 t-CO2	▲22.2%
②市域全体からの温室効果ガス 排出量（民生部門）	209 千 t-CO2 (H26)	127 千 t-CO2 (R1)	181 千 t-CO2	292.9%
③市の施設からの温室効果ガス 排出量	13,135 t-CO2	12,349 t-CO2 (R3)	12,279 t-CO2	91.8%
④公共施設における太陽光発電 システム設置件数	12 件	14 件 (R3)	14 件	100.0%
⑤路線バスの年間利用者数	598,194人 (H28)	540,205人 (R2)	707,000人	▲53.3%
⑥省エネルギーに心がけている 人の割合	83.8%	85.2% (R3)	95.0%	12.5%
⑦省エネルギーの推進など温暖化 対策の状況に関する満足度	56.8%	27.7% (R3)	70.0%	▲220.5%
⑧自動車を控えて徒歩、公共交通 機関や自転車を利用している人 の割合	37.4%	40.0% (R3)	45.0%	34.2%

※近況値出典：①②環境省推計値 ③④環境政策課 ⑤公共交通政策課  
⑥まちづくり市民アンケート ⑦⑧環境市民アンケート

### イ 評価及び課題

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギー運動の展開や省エネルギー製品の導入支援などの取組を進めてきました。

省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）では、蓄電池や二重サッシ等の省エネルギー設備の導入に対して、令和3年度までに232件の支援を行いました。

また、地球温暖化対策地域協議会と連携した省エネルギー運動やセミナー等を開催するなど、地球温暖化防止に対する理解促進、啓発に努めました。

さらに、市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーン等を実施し、公共交通機関の利用促進を図りました。

一方、再生可能エネルギーの活用のため、公共施設に太陽光発電システムを設置するとともに、エコオフィスプランに基づき、市の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排

出抑制に取り組みました。

こうした取組により、家庭や市の施設から排出される温室効果ガスは減少しましたが、市域全体では増加しています。また、自動車を控えて徒歩、公共交通機関や自転車を利用している人の割合や省エネルギーに心がけている人の割合は増加していますが、省エネルギーの推進など、温暖化対策の状況に関する満足度は大きく減少しています。

このため、誰もが取り組みやすい省エネルギー活動や様々な機会での周知・啓発活動等を強化するとともに、市の率先した温室効果ガスの排出抑制に努めるなど、引き続き地球温暖化対策に関する市民等の関心を高め、市民、事業者、市が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が課題として挙げられます。

### (3) みんなで守る 水と緑 自然共生プロジェクト

#### ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①クリーン光大作戦の参加者数	15,869人	8,292人 (R3)	17,000人	▲669.9%
②アダプト・プログラムの参加団体数	16団体 (H28)	20団体 (R3)	20団体	100.0%
③室積・虹ヶ浜海岸における松の本数	42,347本 (H28)	42,255本 (R3)	42,000本 以上	126.5%
④「自然敬愛都市宣言」のまちの認知度	11.7%	10.6% (R3)	35.0%	▲4.7%
⑤山や森林など自然の美しさに関する満足度	82.0%	76.4% (R3)	90.0%	▲70.0%
⑥川の水のきれいさに関する満足度	79.8%	76.9% (R3)	85.0%	▲55.8%
⑦地域・自治会等での環境美化活動に参加している人の割合	76.1%	59.2% (R3)	85.0%	▲189.9%
⑧鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさに関する満足度	80.9%	73.8% (R3)	85.0%	▲173.2%
⑨生活環境の快適さ（騒音や悪臭がないこと）に関する満足度	71.6%	78.5% (R3)	80.0%	82.1%

※近況値出典：①文化・社会教育課 ②地域づくり推進課 ③農林水産課

④～⑨環境市民アンケート

<参考>新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度における①の値：14,345人

#### イ 評価及び課題

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、本市が誇る美しく豊かな自然を守り、後世に引き継いでいくための取組を進めてきました。

自然敬愛への自覚と意識の向上及び青少年の社会参加活動を促進するため、市域全体でクリーン光大作戦を実施したほか、身近な道路や公園を地域で管理するアダプト・プログラムを推進するなど、市民との協働による環境保全活動に取り組みました。

また、身近な森林として親しまれる市民の森自然観察林の整備や松の植栽等を実施し、

森林などの保全に努めるとともに、公共下水道や浄化槽の整備など、水環境の保全に取り組みました。

さらに、生物多様性の保全のため、生態系に配慮した河川整備や鳥獣被害防止対策への取組や生活環境の保全のため、公害防止対策や公共工事における環境配慮の推進に取り組みました。

しかしながら、自然環境や生態系の豊かさに対する満足度は低下しており、近年の新型コロナウイルス感染症に係る影響も相まって、環境美化活動に参加する人の割合も大きく低下しています。

このため、環境学習の場の提供や理解促進を図り、自然を敬愛する意識の醸成に取り組むとともに、市民の環境美化活動等への参加機会の増加を図るなど、「オールひかり」で豊かな自然環境の保全に努めていくことが課題として挙げられます。

#### (4) みんなで進める MOTTAINAIプロジェクト

##### ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①1人1日あたりのごみの排出量	975 g (H27)	942 g (R3)	910 g以下 (R3)	50.8%
②リサイクル率	28.5% (H27)	27.5% (R3)	31.5%以上 (R3)	▲33.3%
③ごみの最終処分量	1,320 t (H27)	1,037 t (R3)	1,250 t以下 (R3)	404.3%
④資源回収・リサイクルの状況に関する満足度	75.2%	67.8% (R3)	85.0%	▲75.5%
⑤生ごみの堆肥化や減量を行っている人の割合	42.2%	41.4% (R3)	60.0%	▲4.5%
⑥使い捨て製品の購入を控えている人の割合	69.0%	71.3% (R3)	85.0%	14.4%
⑦古新聞やアルミ缶等の資源回収に参加している人の割合	82.6%	68.4% (R3)	90.0%	▲191.9%

※近況値出典：①～③環境事業課 ④～⑦環境市民アンケート

##### イ 評価及び課題

日本古来の「もったいない」という文化を継承し、持続可能な循環型社会を構築するための取組を進めてきました。

不用品交換システム「リユースネットひかり」、「リユースキッズひかり」の実施や雑がみの再資源化等、リユース、リサイクルの推進に取り組みました。

また、世代に応じた環境学習やエコショップ認定制度等により、市民や事業者へのごみ問題に関する啓発活動の推進に取り組みました。

さらに、電動生ごみ処理機やコンポスト容器、段ボールコンポストなどの家庭への導入支援やごみ分別アプリの拡充により、ごみの排出量削減等に取り組みました。

こうした取組により、1人1日あたりのごみの排出量やごみの最終処分量は減少傾向にあります。リサイクル率は低下していることから、リサイクル率の向上に向けた取組をはじめ、リデュース・リユースを含む3Rの取組を総合的に推進していくことが課題として挙げられます。

また、ごみの再資源化等に関する市民意識は低下していることから、環境学習等の充実とともに、ごみに対する関心や意識の高揚に努めていくことが課題となっています。

## (5) みんなでつなぐ 環境「まなび」プロジェクト

### ア 数値目標

環境指標	策定時 (H29)	近況値	目標値 (R4)	進捗率
①環境学習・自然体験学習等の開催数	60回	23回 (R3)	65回	▲740.0%
②環境学習・自然体験学習等の参加者数	4,448人	1,017人 (R3)	5,000人	▲621.6%
③自然とのふれあいの機会の多さに対する満足度	76.1%	66.8% (R3)	85.0%	▲104.5%
④環境に関する講演会やシンポジウムに参加する人の割合	18.9%	6.5% (R3)	25.0%	▲203.3%

※近況値出典：①②環境事業課 ③④環境市民アンケート

<参考>新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度における①、②の値

①73回、②4,943人

### イ 評価及び課題

次代を担う子どもたちへの環境学習・自然体験学習の機会の創出や全ての世代を対象とした環境に関する講座等の開催により、環境保全意識の醸成や主体的な環境活動を促進するための取組を進めてきました。

小学校低学年を対象に自然体験学習を行う「ひかりエコくらぶ」や中学生を対象に企業等の環境に関する取組を学ぶ「ひかり環境未来塾」を創設するなど、次世代を担う子どもたちの環境保全意識の醸成に努めました。

また、光市地球温暖化対策地域協議会と共催で「エコスタイルセミナー」を開催するなど、環境問題等に関する啓発活動に取り組みました。

なお、本プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の拡大が施策の推進に広範な影響を及ぼすなど、特に対面形式での講座や人が集まる活動を控えたことから、進捗率は大きく減少しています。このため、手法の見直し等、感染症対策に適切に対応しながら、諸施策を進めていくことが課題として挙げられます。

### 1 計画策定の基本姿勢

---

#### (1) 環境政策の理念の継承

「ふるさとの豊かな自然を守り育て、次世代へ引き継いでいく」という「自然敬愛都市宣言」の理念を踏まえ、第2次環境基本計画で定めた基本的な方針や考え方を継承します。

#### (2) 時代の転換期に即した環境政策

地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響などを背景に、国内はもとより、国際的にも脱炭素化の流れが加速化しています。また、海洋ごみ問題など新たな環境課題への対策も必要となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応やデジタル社会の実現等が求められるなど、身近な生活環境にも大きな変化が生じています。こうした時代の転換期に即した課題に適切に対応します。

#### (3) 持続可能な環境都市の実現

SDGsは、「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を2030年（令和12年）までに目指す国際目標です。

本市では、第3次光市総合計画において、SDGsをグローバルな視点から「豊かな地球を未来につなぐ17の目標」と捉え、未来に向けたまちづくりとSDGsを一体的に推進していくこととしています。

本計画においても、SDGsと各種事業を関連付け、国際社会の一員として自らができることや取組に対する理解の向上を図り、持続可能な環境都市を創出します。

## ■ 17 の持続可能な開発目標



目標 1：貧困をなくそう

目標 2：飢餓をゼロに

目標 3：すべての人に健康と福祉を

目標 4：質の高い教育をみんなに

目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

目標 6：安全な水とトイレを世界中に

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

目標 8：働きがいも経済成長も

目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 10：人や国の不平等をなくそう

目標 11：住み続けられるまちづくりを

目標 12：つくる責任 つかう責任

目標 13：気候変動に具体的な対策を

目標 14：海の豊かさを守ろう

目標 15：陸の豊かさも守ろう

目標 16：平和と公正をすべての人に

目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう

## 2 目指す環境像

本市の目指す環境像を次のように定めます。

**人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり**  
～みんなで守り 育み 美しいふるさとを未来へつなぐ～

### ●人と自然がゆたかに調和する

海・山・川・森などの「ゆたかさ」、自然の恵みの「ゆたかさ」、動植物の「ゆたかさ」、そこで暮らす人々の心と生活の「ゆたかさ」など、いくつもの「ゆたかさ」がバランスよく調和しているまちのイメージを表現しています。

### ●持続可能な環境都市

中高生アンケートで意見の多かった「住み続けられるまち」とSDGsの目標達成を実現したまちの姿を表現しています。

### ●みんなで守り 育み

市民・事業者・市が、「オールひかり」で環境問題に取り組む姿勢を表現しています。

### ●美しいふるさとを未来へつなぐ

誇れるふるさとの自然を敬い、今を生きる私たち一人ひとりが、その保全に自発的に取り組み、みんなで守り育んだ美しい自然を美しいまま次世代につないでいく、そうした決意を表現しています。

これは、自然敬愛都市宣言をはじめ、本市が進める環境政策の不変の理念です。

## 3 基本方針

目指す環境像を具現化するため、第2次光市環境基本計画の基本方針を継承しつつ、近年の環境課題や国内外の動向等を踏まえた3つの基本方針を設定し、各種施策の総合的な展開を図ります。

### I 自然敬愛都市の実現



### II 地球温暖化対策の推進



### III 循環型社会の実現



## 4 基本方針ごとの具体的なまちのイメージ

### I 自然敬愛都市の実現

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然を敬愛する豊かな心を育みながら、先人から受け継いだ自然や景観、歴史、文化を確実に次世代に伝えていくとともに、人と自然、多様な生物が共生できる、うるおいとやすらぎのあるまちを目指します。

- 自然敬愛の精神がまち全体で生まれ、本市の豊かな自然環境を次世代に受け継ぐことが市民の共通認識となっています。
- 市民、事業者等との連携による環境教育や環境保全活動が活発に展開され、多くの市民や地域が主体的に参加しています。
- 子どもたちが豊かな自然の中でのびのびと遊び、草花や昆虫などとふれあいながら、すくすくと成長しています。
- 生態系に影響を及ぼす外来生物が減少し、地域固有の生き物が生息・生育しやすい環境になっています。
- きれいな空気や水が守られ、公害のない快適な生活環境と私たちの健康が保たれています。
- 都市と自然、歴史・文化が調和した美しい景観のまちの中で、市民がいきいきと生活しています。
- 新しい生活様式の中で、日頃から身近な自然に親しみ、市民が安全かつ健康的に余暇時間を過ごしています。
- ドローンやロボット、ICTを活用したスマート農業やスマート林業が普及し、農地や森林が適切に管理されています。
- ICTを活用した環境学習や情報発信が盛んに行われ、誰もが手軽に環境に関する学びや情報に接することができます。

## II 地球温暖化対策の推進

私たちの暮らしや事業活動が地球環境に与える影響や、地球温暖化を要因とした気候変動の影響などの情報を発信し、市民、事業者、市が共通の認識のもと、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、気候変動の影響を低減するための対策を進め、地球環境にやさしく安心して住み続けられるまちを目指します。

- 市民一人ひとりが地球温暖化を自分事として捉え、地球温暖化対策に取り組む環境意識が醸成されています。
- 製品やサービスを利用するときは、環境負荷の少ない製品等を選ぶ「賢明な選択」をしています。
- 太陽光発電設備や蓄電池などの普及拡大により、再生可能エネルギーを有効に利用した地球環境にやさしいまちづくりが進んでいます。
- 電気や燃料電池を動力とした次世代自動車が普及するとともに、近くの移動は徒歩や自転車、通勤・通学には公共交通機関を積極的に利用しています。
- 二酸化炭素吸収源となる森林や緑地の適正管理などにより、二酸化炭素吸収量を確保し、地球温暖化防止に貢献しています。
- 気候変動に関する情報の収集に努めるなど、その影響を正しく認識し、日頃から災害への備えや健康被害への注意などを十分に意識した生活を送っています。
- リモートワークやウェブ会議などのデジタル化が進み、移動などエネルギー使用量が少ない働き方が定着しています。
- 防災情報や気象情報などがスマートフォン等を通じて迅速に通知されるなど、災害や異常気象に対し、速やかに対応できるICT技術の普及が進んでいます。
- 防災拠点となる公共施設や河川の氾濫を防ぐ堤防などのインフラ整備や、地域での避難体制の整備が進められ、自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、災害に強い強靱なまちづくりが進んでいます。

### Ⅲ 循環型社会の実現

「ごみを減らす」、「ごみにする前に再利用の方法を考える」、「再資源化に協力する」など、限りある資源を大切にする3Rの取組を推進・支援していくことで、資源循環システムを構築し、持続可能で地球にやさしいまちを目指します。

- 市民一人ひとりがごみの減量や再資源化に取り組み、循環型社会が実現しています。
- 各家庭での生ごみの堆肥化や水切りが徹底され、生ごみの排出量が大きく減少しています。
- デジタル技術の普及により、紙による情報伝達がなくなり、廃棄されるごみの削減が進んでいます。
- 地域での環境美化活動が活発に行われ、道路や公園などにごみが落ちていない、きれいなまちが保たれています。
- ごみの分別が徹底され、多くのごみがリサイクルされることで、環境にやさしい製品が日常生活のあらゆる場面で利用されています。
- 一人ひとりがマナーやルールを守り、ごみが適正に処理されることで、海岸に流れ着く漂着ごみが限りなく少なくなっています。
- 使わなくなったものをリユースし、食べきれないものをフードバンクに寄付することなどが日常的に行われています。
- レジ袋や使い捨てプラスチック製品などを受け取らないことや、適正にリサイクルすることで、廃棄されるプラスチックが発生しない社会が実現しています。
- インターネット等を通じたシェアリングが活発に行われ、モノやサービスを長く、賢く使う環境が整っています。

## 5 施策の体系

環境像	基本方針	施策の柱	施策展開
<p>人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり            くみんで守り 育み 美しいふるさとを未来へつなぐ</p>	<p>I 自然敬愛都市の実現</p>	1 自然敬愛精神の醸成	(1) 環境保全意識の向上
		2 環境保全対策の推進	(1) 自然環境の保全 (2) 良好な景観の保全
		3 生物多様性の保全	(1) 動植物の保護及び管理 (2) 特定外来生物への対策 (3) 有害鳥獣への対策
		4 公害防止対策の推進	(1) 大気、水環境、土壌・地下水環境の保全 (2) 騒音・振動、悪臭の防止 (3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進
	<p>II 地球温暖化対策の推進</p>	1 脱炭素化の推進	(1) 環境保全意識の醸成 (2) 温室効果ガスの排出抑制 (3) 二酸化炭素吸収源の確保
		2 気候変動対策の推進	(1) 気候変動への適応
	<p>III 循環型社会の実現</p>	1 3Rの推進	(1) 市民意識の向上 (2) ごみの発生抑制・再使用の促進 (3) 各種リサイクルの推進
		2 ごみの適正処理の推進	(1) 不法投棄防止の推進 (2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策の内容

関連する SDGs の目標

自然敬愛都市の情報発信、環境学習・自然体験学習の推進、環境保全活動の促進

森林の保全、河川の保全、海岸の保全、農地の保全、緑地の保全

良好な景観の形成、歴史・文化遺産の保存

啓発活動の推進、希少種の保護・育成、飼養動物等の適正管理の推進

特定外来生物への対策

有害鳥獣への対策

大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地下水環境の保全

騒音・振動の防止、悪臭の防止

関係機関と連携した公害防止対策の推進

関係機関と連携した地球温暖化対策の推進、環境学習の推進

再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進

移動にかかる環境負荷の低減

「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」の推進

緑地の保全、森林の保全・育成・活用

気候変動適応策の推進

情報提供の充実、環境学習・啓発活動の推進

ごみの減量の推進、食品ロスの削減

不用品交換システムの充実

適正な分別の推進

雑がみ類の再資源化の促進

生ごみのリサイクルの推進

関係機関との連携強化、海洋ごみの削減

し尿・浄化槽汚泥の適正処理



## ■本計画とSDGsとの関係

<p>【目標2】</p> 	<p>水資源や農地等の保全による食料の安定生産を確保するとともに、食品ロスの削減対策などによる環境負荷低減を進めます。</p>
<p>【目標3】</p> 	<p>豊かな自然や、きれいな空気・水を守り、ごみを適正に処理するなど、健康的で衛生的な生活環境を維持します。</p>
<p>【目標4】</p> 	<p>幅広い世代に対する環境学習や自然体験学習の場を創出し、より多くの人が環境について学ぶことができる機会を確保します。</p>
<p>【目標6】</p> 	<p>河川等の保全により水資源を確保するとともに、下水道による汚水処理等を通じた衛生的な生活環境の基盤をつくります。</p>
<p>【目標7】</p> 	<p>太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、エネルギー効率が 高い省エネルギー設備の普及対策を進めます。</p>
<p>【目標8】</p> 	<p>生産活動が環境悪化につながらないように、3Rの推進による廃棄物の発生抑制を進めます。</p>
<p>【目標11】</p> 	<p>緑が豊かで、廃棄物の縮減や適正処理、公害防止対策による快適な生活環境、気候変動適応策による災害にも強いまちづくりを進めます。</p>
<p>【目標12】</p> 	<p>資源をなるべく無駄にしないように、再生資源などを使った商品の選択、使用後のリユース・リサイクルの推進など、環境にやさしいライフスタイルの転換を進めます。</p>
<p>【目標13】</p> 	<p>省エネルギー対策等による二酸化炭素排出量の削減、気候変動の影響を軽減する対策を推進します。</p>
<p>【目標14】</p> 	<p>豊かな海を汚さないために、プラスチックごみ等の減量化及び適正処理、適正な汚水処理による公共用水域の保全対策を進めます。</p>
<p>【目標15】</p> 	<p>森林等の豊かな自然を適正に維持管理するとともに、生態系に影響を及ぼす不法投棄ごみ防止対策等を進めます。</p>
<p>【目標17】</p> 	<p>地球温暖化対策や環境保全対策等について、市民、事業者、行政の連携による取組を推進します。</p>

# 第5章 基本方針ごとの施策

## 基本方針Ⅰ 自然敬愛都市の実現

### 施策の柱1 自然敬愛精神の醸成



#### 現状と課題

- 先人から受け継いだ貴重で豊かな自然環境は、市民共有のかけがえのない財産であり、そうした自然環境を良好な状態に保ちながら次世代に継承していくため、平成18年3月、全国で唯一となる「自然敬愛都市宣言」を採択しました。
- 本市では、「自然敬愛都市宣言」や「自然敬愛基本構想」に基づき、児童生徒を対象に行う環境学習や自然体験活動をはじめ、地域住民が主体的に参画する環境美化活動や地域ボランティアと共に行う松の植栽や維持管理など、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの自然敬愛精神の醸成を図る取組を推進してきました。
- しかしながら、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄による線形経済（リニアエコノミー）活動に起因する地球温暖化の進行が顕著になるなど、先人から受け継ぐ豊かな自然環境が失われようとしています。
- 今後とも、市民の誇りである本市の豊かな自然環境を、次世代に継承することを私たちの使命として、更なる自然敬愛精神の醸成を図るとともに、持続可能なまちのあり方について、「オールひかり」で考え、取り組んでいく必要があります。
- また、新しい生活様式が求められる中、市民一人ひとりの日頃からの環境保全に対する取組の重要性が高まっていることから、日常的に取り組める環境保全活動等の周知・啓発とともに、3密の回避など、新型コロナウイルス感染症対策にも有効となる活動等の推進が求められています。

#### 施策展開

##### (1) 環境保全意識の向上

「自然敬愛都市宣言」のまちとして、自然敬愛精神の醸成を図るための情報発信や環境学習等の機会の創出に取り組みます。

また、市民の主体的な環境保全活動の輪を広げます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
自然敬愛都市の情報発信	◇ 自然敬愛をはじめ、環境に関する情報など、あらゆる機会を捉えた情報発信に取り組みます。	環境政策課
環境学習・自然体験学習の推進	◇ 次代を担う子どもたちの自然と触れ合う機会や環境に関する様々な課題等への学習機会の創出に取り組みます。 ◇ 環境教育を担う人材の育成や幅広い世代の人々が学べる機会の創出に取り組みます。	環境政策課 環境事業課 地域づくり推進課 関係各課
環境保全活動の推進	◇ 市民の主体的な環境保全・美化活動を支援します。 ◇ 市民一人ひとりが日常的に取り組める環境保全活動について、周知・啓発に取り組みます。	環境政策課 環境事業課 文化・社会教育課

### ◆ 市民・事業者に求められる役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美しく豊かな自然を大切にし、その恵みに感謝します。</li> <li>○ クリーン光大作戦など、環境保全・美化活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ 学校における環境教育や子どもたちの体験学習等への積極的な参加、支援、協力を努めます。</li> <li>○ 環境に関する講座や講演会等への積極的な参加に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美しく豊かな自然を大切にし、その恵みに感謝します。</li> <li>○ 地域の環境保全・美化活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ 学校における環境教育や子どもたちの体験学習等への積極的な支援、協力を努めます。</li> <li>○ 環境に関する講座や講演会等への積極的な協力・参加に努めます。</li> </ul>

## 施策の柱2 環境保全対策の推進



### 現状と課題

- 本市は、「日本の白砂青松 100 選」や「日本の渚・百選」などに選定された室積・虹ヶ浜海岸や幽玄な石城山県立自然公園、豊富な水をたたえる島田川など、多様な自然環境が生み出す美しい景観を有しています。
- また、生活に潤いや安らぎをもたらし、市民のレクリエーションの場としての役割を持つ公園緑地は、まちの風景を形作っています。
- 自然と人のふれあいの場でもある島田川や中小河川は、上水や農業用水の供給源であり、様々な生物の生息地でもあることから、県とも連携を図りながら、計画的な整備を進めています。
- 全国に誇るべき白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸では、景観に配慮した高潮対策が進められるとともに、特に、砂浜の浸食が深刻化する室積海岸については、自然海岸の保全や後背地の住民の安全性の確保を目的とした浜崖後退対策に取り組んでいます。
- 市域の多くを占める森林や食料供給の源となる農地は、水源かん養機能や生態系・生物多様性を保全するなど、多面的機能も持つことを認識し、計画的な森林整備に努めるとともに、農地の荒廃や耕作放棄地の拡大を防ぐため、農業の生産基盤等の整備に努めています。
- 「花と緑のやすらぎのあるまちづくり」を推進するため、「光市公園施設長寿命化計画」をはじめ、「光市緑の基本計画」や「光市街路樹維持管理指針」などに基づき、市民との協働による公園緑地の適切な維持管理に努めています。
- こうした中、気候変動の影響と考えられる自然災害の低減につながる森林等の持つ多面的機能の重要性は増しています。
- そのため、「光市森林整備計画」に基づき、水源のかん養や生物多様性の保全、山地災害の防止など、森林が持つ多面的な機能を発揮できるよう、森林環境税等を活用した計画的な整備に努める必要があります。
- また、自然環境が織りなす美しい景観や自然と調和した田園景観や都市景観等を市民等との協働により保全、次世代に継承していく必要があります。
- 一方、少子高齢化・人口減少の進展により、農業や林業従事者の高齢化や減少が進む中、市民が農地や森林が持つ多面的機能の重要性を理解し、次世代に継承できる持続性の高い農業を実現していく必要があります。

## 施策展開

### (1) 自然環境の保全

森林、河川、海岸など、多様な自然環境の適切な保全に取り組み、親しみを持てる、豊かな自然環境を提供します。

### 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 森林の持つ多面的機能を発揮させるため、林業事業者等と連携した計画的な森林等の整備を推進します。</li> <li>◇ 森林体験や環境学習等を通じて、市民に親しまれ、利用される森林づくりに努めるとともに、森林への理解と保全意識の向上を図ります。</li> </ul>	農林水産課
河川の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県と連携し、自然環境に配慮した河川の整備を進めます。</li> <li>◇ 水に親しみ、自然とふれあえる水辺空間の創出に努めるとともに、豊かな生態系の保全に取り組みます。</li> </ul>	環境政策課 道路河川課
海岸の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 周辺の自然環境や景観と調和した海岸保全施設の整備を進めます。</li> <li>◇ 砂浜の浸食が深刻化している室積海岸については、浜崖後退対策などによる保全に取り組みます。</li> </ul>	農林水産課
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域が取り組む農地の保全活動や農業用施設の補修、長寿命化対策などを支援します。</li> </ul>	農林水産課
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「緑の基本計画」に基づき、公園緑地の適正な保全と活用に取り組みます。</li> <li>◇ 市民や事業者が参画する保全活動を促進し、身近な緑化の充実と意識の向上を図ります。</li> </ul>	地域づくり推進課 都市政策課

(2) 良好な景観の保全

豊かな自然環境と調和した景観形成を進めるとともに、歴史的遺産や文化財等の本市固有の景観の保全に取り組みます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
良好な景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「光市景観条例」や「光市景観計画」に基づき、豊かな自然環境と調和した景観形成を進めます。</li> <li>◇ 「光市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理を進めるなど、まちの景観を保全します。</li> </ul>	都市政策課 生活安全課
歴史・文化遺産の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民や事業者等との協働により、地域の歴史的遺産や文化財等で形成される本市固有の景観の保全に取り組みます。</li> </ul>	文化・社会教育課

◆ 市民・事業者に求められる役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市や地域が実施する自然とふれあうイベントや環境美化・保全活動等への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ 市の歴史・文化について理解を深め、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動への参加・協力を努めます。</li> <li>○ 庭やベランダ、屋上、壁面等の緑化や地域で親しまれている身近な公園等の緑化に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市や地域が実施する自然とふれあうイベント等への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ 市や地域が実施する環境美化・保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市民活動の支援に努めます。</li> <li>○ 開発行為にあたっては、歴史文化遺産への配慮や、市の歴史・文化についての理解に努めるとともに、市が実施する有形・無形文化財等の保護活動への参加・協力を努めます。</li> <li>○ 敷地の外周や前庭等の緑化や地域の緑化に努めます。</li> </ul>

## 施策の柱3 生物多様性の保全



### 現状と課題

- 本市には、牛島のカラスバトやモクゲンジ、ヒトツバハギ、室積のクサフグ産卵地、湊月院周辺で見られるギフチョウ、虹ヶ浜海岸のニジガハマギク、塩田のイワキアジサイ、島田川のアカザ、ドジョウなど、希少で多様な野生生物の生息地があります。
- 生物多様性を保全するため、森林や耕地の荒廃、河川、海域の水質汚濁や外来種の侵入を防ぎ、生態系のバランスを保つ必要があります。
- 本市では、平成21年にアルゼンチンアリが確認されるなど、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定された特定外来生物等による生態系等への影響が懸念されており、引き続き、防除対策に取り組む必要があります。
- また、近年、イノシシ等が人里で増加し、農作物被害が顕著となるなど、有害鳥獣への対策も課題となっています。
- 一方、犬や猫などの飼養動物（ペット）の不適切な飼育や、飼い主のいない犬や猫への無責任なエサやりによる無秩序な繁殖等により、生活環境が損なわれるなどの課題もあります。
- 私たちの豊かな暮らしは、生物多様性に支えられた自然からの恵みによって成り立っていることを理解し、生物多様性の保全に取り組む必要があります。

### 施策展開

#### (1) 動植物の保護及び管理

希少種の保護・育成など、生物多様性を保全するための取組を推進します。  
また、飼養動物等に対する正しい理解が広がるよう取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 生物多様性に関する啓発に努め、生物多様性の保全に対する理解促進を図ります。</li> <li>◇ 市民、事業者等の自然環境に配慮した行動を推進します。</li> </ul>	環境政策課
希少種の保護・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 希少種の生息域を形成する樹林地、水辺地、農地等を保全します。</li> <li>◇ 希少種にふれあう機会を創出するなど、希少種の保護・育成への関心を高めます。</li> </ul>	環境政策課 農林水産課
飼養動物等の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県や獣医師と連携し、飼い主のマナー向上や終生飼養等、動物愛護意識の高揚に取り組みます。</li> <li>◇ 飼い主のいない犬猫に無責任な餌やりを行わないよう、周知・啓発を行います。</li> <li>◇ 飼い主のいない猫によって、周辺生活環境が損なわれる事態が生じないように、県等と連携して周辺生活環境の保全に取り組みます。</li> </ul>	環境政策課

### （２） 特定外来生物への対策

特定外来生物についての情報提供に取り組みます。

また、市民等との協働によるアルゼンチンアリの防除活動を推進します。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
特定外来生物への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特定外来生物の特徴などの基本情報や生態系や農林水産業などに及ぼす影響などについて、市民へ適切な情報提供を行います。</li> <li>◇ アルゼンチンアリ対策については、生体の駆除をはじめ、生息しにくい環境づくり、生息域の拡大防止等、市民等と協働による防除活動を推進します。</li> </ul>	環境政策課

(3) 有害鳥獣への対策

有害鳥獣被害を軽減するため、駆除・防護・生息地管理など、総合的な対策の強化に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
有害鳥獣への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「光市鳥獣被害防止計画」に基づき、駆除・防護・生息地管理による総合的な取組を強化します。</li> <li>◇ 餌となる収穫残渣等の除去や防護柵等の設置など、地域ぐるみで適切な被害防止対策に取り組み、人と鳥獣の棲み分けを進め、野生動物との共生に取り組めます。</li> <li>◇ 捕獲活動の支援や確保の担い手の育成に取り組めます。</li> </ul>	農林水産課

◆ 市民・事業者に求められる役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に努めます。</li> <li>○ 鳥や昆虫、植物等の身近な生き物を大切に、生物多様性に関する理解と保全に努めます。</li> <li>○ 外来生物などに関する正しい知識の習得に努めます。</li> <li>○ 飼い犬等のフンの放置や野良猫等への餌やりなどをしません。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動植物の育成・生育環境である自然環境の保全に努めます。</li> <li>○ 生物多様性を理解するとともに、外来生物による被害を予防するため、地域に入れない、広げないように努めます。</li> </ul>

## 施策の柱4 公害防止対策の推進



### 現状と課題

- 本市では、県による大気汚染状況や自動車騒音の常時監視を行うほか、水質汚濁状況や地下水の汚染状況、悪臭等の測定を県と連携して実施するなど、公害の原因となる汚染物質等の把握に努めています。
- 近年は、工場・事業所が発生源となる「産業型公害」から、自動車等の交通機関による大気汚染や騒音及び振動等に起因する「都市生活型公害」へと変わってきています。
- 近年特に、野焼きや家庭生活が発生源とする騒音など、周囲への配慮不足等による苦情が増加傾向にあるなど、公害に対する意識の向上のための市民等への周知や啓発の取組が重要となっています。
- また、事業所等との公害防止協定等の締結に基づく公害防止対策についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

### 施策展開

#### (1) 大気、水環境、土壌・地下水環境の保全

公害のない都市環境を守るため、大気汚染や水質汚濁等の状況を県と連携して適切に把握します。

また、適切な汚水処理による公共用水域の水環境の保全に取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
大気環境の汚染	◇ 市内に設置された測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、環境情報を積極的に公開します。	環境政策課
水環境の保全	◇ 公共下水道の計画的な整備や老朽化対策に取り組むとともに、下水道整備が見込まれない地域については、浄化槽設置を促進します。 ◇ 市民の生活に不可欠な水道水については、水源である島田川の保全に努めるとともに、施設の整備充実や検査監視体制を強化し、安全でおいしい水の安定的供給に取り組みます。	下水道課 水道局
土壌・地下水環境の保全	◇ 市内の井戸水の測定を継続的に行うことにより、土壌環境の監視に取り組みます。	環境政策課

### （２） 騒音・振動、悪臭の防止

快適な生活環境を守るため、騒音・振動、悪臭の状況を監視・測定し、適切な指導や啓発に取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
騒音・振動の防止	◇ 規制地域における工場及び事業者等に対し、事業活動や建設事業の騒音・振動について、規制基準の遵守に向けた指導に取り組みます。 ◇ 自動車騒音の常時監視を行い、市民の生活環境の改善につなげます。	環境政策課
悪臭の防止	◇ 悪臭測定を実施するとともに、野焼きの禁止について、市民に対する指導・啓発に取り組みます。	環境政策課 環境事業課

(3) 関係機関と連携した公害防止対策の推進

事業所等と公害防止協定等を締結し、公害防止対策に取り組みます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
関係機関と連携した公害防止対策の推進	◇ 事業所等と公害防止協定等の締結を推進し、市内事業者等と連携した公害防止対策に取り組みます。	環境政策課 商工観光課

◆ 市民・事業者求められる役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ残しや油などをそのまま流さないなど、日常生活における排水に配慮します。</li> <li>○ 野焼きなど、家庭でのごみの焼却はしないようにします。</li> <li>○ 生活騒音の発生による周囲への影響に配慮します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気、水質等に係る法令基準を順守します。</li> <li>○ 騒音・振動等の発生を伴う事業活動を行うときは、法令基準を順守し、周辺の生活環境を保全します。</li> <li>○ 化学物質を適正に管理し、環境汚染を未然に防止します。</li> <li>○ 公害防止協定等を締結する等、市と連携した環境保全活動を行います。</li> </ul>

## 基本方針Ⅱ 地球温暖化対策の推進

### 施策の柱 1 脱炭素化の推進



### 現状と課題

- 国は、平成27年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や令和2年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（INDC：日本の約束草案）を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を策定しました。
- また、令和2年10月には、脱炭素社会の構築を目指して、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を宣言するとともに、令和3年5月には、本宣言を理念とした「地球温暖化対策推進法」が改正されるなど、我が国も国際社会の一員として、積極的な地球温暖化対策を実践するとともに、産業構造や社会経済の変革と成長につなげる新たな一步を踏み出しました。
- 本市では、「光市環境基本条例」や「第2次光市環境基本計画」に基づき、日照時間が長い本市の特性を活かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進や家庭や公共施設等へのLED照明設備の導入促進など、脱炭素化に向けた取組を推進してきました。
- また、地域で地球環境の保全に取り組む光市地球温暖化対策地域協議会への支援や環境学習等の機会を通じて、地球温暖化対策の重要性等を発信してきました。
- 今後は、本市における脱炭素化の実現に向け、事業所等においても、それぞれの事業特性に応じた温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、本市も一事業所として「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」に基づく取組を推進します。
- さらに、日本の部門別二酸化炭素排出量の割合（2020年度）によると、家庭部門の間接排出量は全体の15.9%を占め、近年は同じレベルで推移しており、市民一人ひとりの地球環境にやさしいライフスタイルへの転換を更に促進していく必要があります。
- 併せて、カーボンニュートラルの考え方に基づき、二酸化炭素の吸収源となる緑地や森林について、森林環境税等を活用した適切な整備や育成に努めるなど、吸収源対策の推進が求められています。

## 施策展開

### (1) 環境保全意識の醸成

市民、事業者、市等の連携を強化するとともに、地球温暖化に対する学ぶ機会の創設や情報発信などにより市民の関心を高めます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
関係機関と連携した地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民、事業者等で構成する光市地球温暖化対策地域協議会の活動を支援するとともに、体制の強化に取り組めます。</li> <li>◇ 山口県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携した取組を進めます。</li> <li>◇ 地球温暖化対策に関する情報発信に取り組めます。</li> </ul>	環境政策課
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 出前講座の実施や講演会の開催など、地球温暖化に関する学習機会の創出に取り組めます。</li> </ul>	環境政策課

### (2) 温室効果ガスの排出抑制

日常生活や事業活動での環境に配慮した行動を広げ、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本市の特性を生かした太陽光発電設備導入とともに、蓄電池等の設置を促進するなど、再生可能エネルギーの有効的な利活用を推進します。</li> <li>◇ 太陽光以外の再生可能エネルギーについて情報収集を行い、導入の可能性について、調査研究に取り組みます。</li> </ul>	環境政策課
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 省エネルギー行動に関する情報提供を行い、市民、事業所への意識啓発を図ります。</li> <li>◇ 事業所等が行う脱炭素化の取組について、情報収集や情報交換を行います。</li> <li>◇ 省エネルギー性能の高い製品を選択する、宅配物は1回で受け取る、エネルギー使用量をチェックするなど、新しい生活様式に対応した環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。</li> <li>◇ 光市農業振興拠点施設「里の厨」を中心に、学校給食における地元産農林水産物の使用や6次産業化の促進など、フードマイレージの低減につながる地産地消を推進します。</li> </ul>	環境政策課 農林水産課 関係各課
移動にかかる環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や公共交通の利便性向上に取り組むなど、バスや鉄道等の公共交通機関の利用促進に取り組みます。</li> <li>◇ 電気自動車等の環境性能に優れた次世代自動車の普及を促進します。</li> <li>◇ 近距離の移動は徒歩や自転車利用などのノーマイカー促進やエコドライブの普及促進に取り組みます。</li> </ul>	環境政策課 公共交通政策課
「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市の率先行動計画である「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」に基づき、職員が省エネルギー活動に積極的に取り組みます。</li> <li>◇ 公共施設への再生可能エネルギーの導入とともに、省エネルギー化やグリーン購入の実践等を推進します。</li> </ul>	環境政策課 関係各課

(3) 二酸化炭素吸収源の確保

造林、保育、間伐など、森林の適正管理に努めるとともに、木材を積極的に活用し、二酸化炭素吸収源の確保に取り組みます。

また、都市公園やその周辺の緑地は、身近な二酸化炭素の吸収源であるため、適切な保全に取り組みます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 都市公園や公共施設緑地等の適切な保全に取り組みます。</li> <li>◇ 市民や事業者等との協働で、身近な緑地の保全・創出活動に取り組みます。</li> </ul>	都市政策課
森林の保全・育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 造林、保育、間伐など、森林の状況に応じた適正な森林管理に努めるとともに、二酸化炭素吸収量の増大を図ります。</li> <li>◇ 本市が誇る海岸松林については、市民等との協働による植栽や清掃活動、また、松枯れの原因となる病虫害駆除等の保全活動を推進します。</li> <li>◇ 吸収した二酸化炭素を固定している木材の活用に取り組みます。</li> </ul>	農林水産課 関係各課

◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市や地域が実施する環境学習や講演会に積極的に参加し、地球温暖化対策の重要性を理解します。</li> <li>○ LED照明の導入や高断熱化等により、住宅の省エネルギー化に努めます。</li> <li>○ 太陽光発電システムや蓄電池の導入など、再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>○ 家電などを買い替えるときは、省エネルギー性能の高い製品への買い替えに努めます。</li> <li>○ 宅配ボックスを利用するなど、宅配便の再配達防止に努めます。</li> <li>○ 環境ラベルなどが付いた環境負荷の少ない商品の購入に努めます。</li> <li>○ 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけるとともに、買い替えるときは、次世代自動車の購入に努めます。</li> <li>○ クールビズ・ウォームビズやエアコンの適温運転に取り組みます。</li> <li>○ 通勤や通学等は、電車やバス等の公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>○ 庭やベランダ、屋上、壁面等の緑化や地域で親しまれている身近な公園等の緑化に努めるとともに、地域が実施する植栽活動等への参加に努めます。</li> <li>○ 木材や木製製品の積極的な活用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所内やサプライチェーンにおけるカーボンニュートラルの実現に努めます。</li> <li>○ 市や地域が実施する環境学習や講演会への積極的な参加・協力を努めます。</li> <li>○ LED照明や高効率空調等の導入により建築物の省エネルギー化に努めます。</li> <li>○ 太陽光発電システムや蓄電池の導入など、再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>○ クールビズやエコドライブ、環境認証規格(ISO14001、EA21)の取得、環境に配慮した技術の導入など、環境負荷の少ない事業活動に努めます。</li> <li>○ 環境ラベルなどが付いた環境負荷の少ない商品の購入に努めます。</li> <li>○ 次世代自動車の導入に努めます。</li> <li>○ 通勤や業務活動等での公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>○ トラック輸送の効率化や共同輸配送、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトに努めます。</li> <li>○ 敷地の外周や前庭等の緑化や地域の緑化に努めるとともに、地域が実施する植栽活動等への参加・協力を努めます。</li> <li>○ 木材を利用した設備などの導入に努めます。</li> </ul>

## 施策の柱2 気候変動対策の推進



### 現状と課題

- 令和3年8月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第6次評価報告書では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。
- 平均気温が上昇すると、異常気象の頻発や自然災害等の激甚化といった影響のみならず、生態系への影響や水不足の悪化、農業への打撃、感染症の増加など、私たちの様々な社会経済活動への悪影響が複合的に生じる可能性があります。
- 国は、平成30年11月に「気候変動適応計画」を定め、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和策」と、気候変動の影響への「適応策」を車の両輪に、多様な関係者の連携・協働のもとに一丸となって取り組むことが重要であると示しました。
- 本市では、自然災害から生命・身体・財産を守る防災・減災対策や河川改修等の水害対策、異常気象から健康を守る熱中症予防対策などに取り組んできました。
- 今後は、本市においても、農作物の品質の低下や病虫害被害、水産資源の減少、水害・土砂災害の原因となる大雨の増加、健康被害の増加や感染症発生の危険性の増大など、多方面での影響が懸念されることから、気候変動適応策の推進に努めます。
- また、本市における気候変動の影響を把握し、市民等へ情報を発信していくとともに、気候変動対策に対する周知・啓発を行っていく必要があります。

### 施策展開

#### (1) 気候変動への適応

県等と連携して気候変動の影響を把握し、情報発信に努めるとともに、さまざまな気候変動対策に取り組めます。

施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
<p>気候変動適応策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県気候変動適応センター等と連携し、気候変動影響の把握に努めるとともに、庁内で情報の連携を図ります。</li> <li>◇ 予測される影響や適応策について、市民等への周知・啓発に取り組みます。</li> <li>◇ あらゆる自然災害に対応できる防災指令拠点施設を整備します。</li> <li>◇ 災害対応力の向上に資する総合防災情報システムを導入します。</li> <li>◇ 各種ハザードマップの周知・活用を促進します。</li> <li>◇ 共助の要となる自主防災組織等の活動を支援します。</li> <li>◇ 河川の土砂等を撤去するなど、氾濫の未然防止を図ります。</li> <li>◇ 高潮堤防を設置します。</li> <li>◇ 漁港施設の保全や整備を実施します。</li> <li>◇ 広報・ホームページ・出前講座等により、熱中症及び蚊媒介感染症の注意喚起、予防・対処法の普及啓発を図ります。</li> <li>◇ 市道や橋梁の整備等を実施します。</li> <li>◇ 老朽化した水道管の布設替えや耐震化を実施します。</li> <li>◇ ビニールハウス等園芸施設の設置に対する補助制度を活用するなど、農作物の安定生産の促進を図ります。</li> <li>◇ 林業経営を効率化や森林管理に対する経費の補助により、荒廃した森林の整備を図ります。</li> <li>◇ 生物多様性に関する啓発に努め、生物多様性の保全に対する理解促進を図ります。</li> </ul>	<p>環境政策課 関係各課</p>

## ◆ 市民・事業者求められる役割

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気候変動に関する関心を高めます。</li> <li>○ ハザードマップなどを活用し、身の回りの災害リスクを把握するなど、防災・減災の意識を高めます。</li> <li>○ 発災時に適切な避難行動がとれるよう、「自助」、「共助」を意識し、災害に対して個人や地域で日頃からの備えに努めます。</li> <li>○ 猛暑時には、エアコンによる適切な体温調節や屋外活動の自粛、こまめな水分補給、クールビズを心がけるなど、熱中症予防に努めます。</li> <li>○ 蚊やダニなどによる感染症についての予防策など、情報収集に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気候変動に関する情報収集を行い、農林産物の品種改良や栽培適地の変化への対応などに備えます。</li> <li>○ 気候変動から事業活動に受ける影響を低減する気候リスク管理に取り組みます。</li> <li>○ 気候変動による外部環境変化に対応した事業継続計画(BCP)などの策定に努めます。</li> <li>○ 猛暑時には、エアコンによる適切な体温調節や屋外活動の自粛、こまめな水分補給、クールビズを心がけるなど、熱中症予防に努めます。</li> </ul>

## 基本方針Ⅲ 循環型社会の実現

### 施策の柱1 3Rの推進



### 現状と課題

■ 経済成長と人口増加の過程において、大量生産・大量消費型の社会経済活動によって生み出された現代の大量廃棄型社会は、石油や鉄などの貴重な天然資源の枯渇とともに、ごみの最終処分場のひっ迫や不法投棄の増加など、自然破壊や地球温暖化の助長とともに、様々な環境問題の要因となっています。

■ 本市では、不用品交換システムの充実やエコショップ認定制度など、3Rを推進するための取組を市民、事業者、市等が協働して推進してきました。

■ 市内では、不要になった未利用食品を家庭や企業から集め、必要な人々に届ける「食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品)」の低減に向けた「フードバンク活動」など、ごみの発生の抑制と食の格差の解消につながる取組が進められています。

■ また、様々な環境学習を通して、市民のごみに対する関心や意識の高揚を図るとともに、日本古来の「もったいない」という文化を継承し、ごみの発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の推進に取り組んでいます。

■ さらに、電動生ごみ処理機やコンポスト容器、段ボールコンポストなどの導入を支援し、家庭から排出される生ごみの再資源化を推進するとともに、焼却ごみに含まれている古紙類等の再資源化や地域における資源回収活動の支援にも取り組んでいます。

■ 今後は、新しい生活様式の導入に伴い増加が予測される、家庭からのごみの発生と排出の抑制や、再資源化を図る3Rの活動をより一層進め、持続可能な循環型社会を構築するための取組を推進していく必要があります。

### 施策展開

#### (1) 市民意識の向上

様々な媒体を活用した幅広い情報提供に努めるとともに、環境学習や啓発活動に継続的に取り組めます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 様々な媒体を活用した幅広い情報提供に取り組みます。</li> <li>◇ 利便性の高いスマートフォン等で利用可能なごみ分別アプリを活用し、品目追加など充実した情報提供に取り組みます。</li> </ul>	環境事業課
環境学習・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 世代に応じた環境学習を実施し、物を大切にする「もったいない」という文化の継承に努めるとともに、市民意識の向上を図ります。</li> <li>◇ 各種イベント等を活用し、ごみの分別方法等について周知・啓発に取り組みます。</li> </ul>	環境事業課

### （２） ごみの発生抑制・再使用の促進

市民、事業者、市の協働により、ごみの発生抑制と再使用を促進します。  
また、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロス削減に取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
ごみの減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小売店や各種団体との連携を図り、リターナブル容器の利用など、「ごみを発生させない運動」の推進に取り組みます。</li> <li>◇ エコショップ認定制度を推進し、事業者の自主的な取組の促進・支援に取り組みます。</li> <li>◇ 生ごみの水切りの徹底を周知・啓発し、ごみの減量化を推進します。</li> <li>◇ 海洋プラスチック問題の原因の一つとなっている使い捨てプラスチックの使用抑制など、プラスチックごみ削減の推進に取り組みます。</li> </ul>	環境事業課

施策	内容	担当課
食品ロスの削減	◇ 山口県食品ロス削減推進協議会と連携して、食品ロスの削減に取り組みます。	環境事業課
不用品交換システムの充実	◇ 市が実施する不用品交換システムの充実を図り、家庭の中の遊休品や不用品の有効活用に取り組みます。	環境事業課

### (3) 各種リサイクルの推進

更なる分別の徹底を図り、各種リサイクルを推進するとともに、生ごみのリサイクルや雑がみ類の再資源化の取組の輪を広げます。

### 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
適正な分別の推進	◇ 再資源化する容器・包装用プラスチック類の分別について、環境学習やごみ収集カレンダー、ごみ分別アプリ等を活用した分別方法等の周知に取り組みます。	環境事業課
雑がみ類の再資源化の推進	◇ 出前講座や各種イベント等の機会を通じて市民への周知を図るとともに、「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」に基づき、市における雑がみ回収を推進します。 ◇ 自治会や子ども会等が実施する資源回収活動を支援します。	環境政策課 環境事業課
生ごみリサイクルの推進	◇ 家庭用生ごみ処理機の導入を支援します。 ◇ 堆肥化した生ごみの利活用方法について、調査・研究を進めます。	環境事業課

## ◆ 市民・事業者に求められる役割

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市や地域が実施する環境学習への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ 市や地域が実施する清掃・美化活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>○ リターナブル容器の利用促進などの「ごみを発生させない運動」に取り組みます。</li> <li>○ 生ごみを捨てる時は、水切りを行います。</li> <li>○ 食品の使い切りや食べきりに努めます。</li> <li>○ 生ごみの堆肥化に努めます。</li> <li>○ 不必要な使い捨てプラスチック製品（スプーン、ストローなど）を買わない・貰わないように努めます。</li> <li>○ 不用品交換システムやフリーマーケットを活用したリユース活動に取り組みます。</li> <li>○ 地域等が実施する資源回収活動への参加に努めます。</li> <li>○ ごみの分別ルールを守ります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市や地域が実施する環境学習への積極的な参加・協力を努めます。</li> <li>○ 市や地域が実施する清掃・美化活動への積極的な参加・協力を努めます。</li> <li>○ 「ごみを発生させない運動」への協力を努めます。</li> <li>○ 事業所内で利用可能なものは、再利用に努めます。</li> <li>○ 生ごみを捨てる時は、水切りを行います。</li> <li>○ フードバンク活動への協力を努めます。</li> <li>○ 代替素材等による包装を含め、プラスチック容器を選択可能な方法で提供し、無償での使い捨てプラスチック製品の提供を控えます。</li> </ul>

## 施策の柱2 ごみの適正処理の推進



### 現状と課題

- 本市では、環境破壊や景観の悪化につながる不法投棄を防止するため、関係機関と連携してパトロール等を実施するなど、不法投棄の未然防止に努めるとともに、地域等の自主的な美化活動を支援し、まちの景観の保全と市民意識の醸成に努めてきました。
- 一方、プラスチック類等再資源化可能なごみの中間処理施設「えこぼーく」は、平成20年4月の供用開始以降、ごみの再資源化を図り、ごみの最終処分量の大幅な削減に努めてきました。
- 汚水処理のうち、し尿処理事業については、し尿処理施設の老朽化や立地上の災害リスク等の課題に対応するため、し尿処理を含めた本市の汚水処理の将来にわたる安定的、効率的な実施を目的に、汚水処理共同化事業に着手しました。
- 今後、更なる人口減少と高齢化が予測される中、持続可能なごみ処理体制を確立していくため、処理施設の効果的運用による徹底したごみの減量化や再資源化を推進していきます。
- また、不法投棄の未然防止に引き続き取り組み、まちの景観の保全や近年問題となっている海洋ごみの削減に努めます。

### 施策展開

#### (1) 不法投棄防止の推進

関係機関や市民等と連携した不法投棄の未然防止に取り組みます。  
また、海岸への漂着ごみなど、海洋ごみの削減に取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 関係団体や県等と連携してパトロールを実施します。</li> <li>◇ 啓発や警告看板を設置し、公有地の不法投棄を回収するなど、不法投棄の未然防止に取り組みます。</li> </ul>	環境事業課
海洋ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 海洋ごみの原因となるごみの不法投棄の削減に取り組みます。</li> </ul>	環境事業課

### （２） し尿・浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集や適正な処理により、公共用水域における水環境の保全に取り組みます。

## 施策の内容（市の取組）

施策	内容	担当課
し尿・浄化槽汚泥の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 効率的な汚水処理に向け、下水道施設において、下水とし尿等の共同処理を行う汚水処理共同化事業を推進します。</li> </ul>	環境事業課

### ◆ 市民・事業者に求められる役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの分別ルールを守ります。</li> <li>○ ごみの不法投棄はしません。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出するごみは、事業者の責任において処理します。</li> <li>○ 事業所周辺の不法投棄監視を強化します。</li> </ul>



# 第6章 リーディングプロジェクト

## 1 リーディングプロジェクトとは

### (1) 目的・位置付け

私たちが暮らす地球上では、地球温暖化の進行とともに、様々な環境問題が引き起こされています。また、気候変動が原因とみられる気象災害の頻発化やマイクロプラスチック等による海洋汚染など、国や地域を超えて顕在化する課題の連鎖は、私たちの日々の生活に大きな影響を及ぼすとともに、自然環境にも大きな負荷を与えています。

古来より受け継いできた美しい自然環境や多様で豊かな生態系、快適で住み良い生活環境は、現在（いま）を生きる私たちにとってかけがえのない財産であり、先人から譲り受けた貴重な宝物です。私たちは、こうした美しい自然や快適な生活環境を守り、育て、そして、より“ゆたか”に発展させ、未来にしっかりと承継していくことが今、まさに求められています。

“美しい地球をより美しく 未来の子どもたちに届けたい”

「自然敬愛都市宣言のまち」で暮らす私たちのこうした強い想いを実現するため、「未来のために今、できること」をキーワードに、市民生活や自然環境を脅かす気候変動の原因である地球温暖化対策や自然にやさしい循環型社会の実現を図る総合的な取組として、市民の「ライフスタイルの転換」、市域全体で取り組む「脱炭素化の推進」、そして、環境についての理解を深め、地球や自然などを守るための行動につなげる「環境学習」という3つの視点から、今後5年間で重点的に取り組むリーディングプロジェクトとしてとりまとめました。

市民、事業者、市が協働して、私たちが大切にする環境、そして私たちの未来を守るために、今できることを行動に移す第一歩として、このリーディングプロジェクトの実現に「オールひかり」で取り組み、いつまでも住み続けられるまちを目指します。

### (2) 3つのリーディングプロジェクト

未来のために今変える **ライフスタイル転換プロジェクト**

未来のために今挑む **脱炭素推進プロジェクト**

未来のために今学ぶ **環境学び創造プロジェクト**

## 2 リーディングプロジェクト

### 未来のために今変える ライフスタイル転換プロジェクト



#### ● 取組の方向

地球温暖化対策をはじめ、自然敬愛都市や循環型社会の実現を進めていくためには、市民一人ひとりが環境問題を我が事として捉え、考え、行動に移すことが重要となります。そのため、環境に配慮した行動が、どれだけ温室効果ガスの排出削減等に貢献しているかを知ることができる「見える化」や、環境に関する様々な情報発信に加え、市民の自発的な行動を促進するための支援を行い、市民の誰もが、日頃から環境に配慮した「賢い選択」や「無駄なものを発生させない行動」等を率先して行うライフスタイルへの転換を促進していきます。

#### ● 具体的取組

取組内容	担当課
環境に配慮した行動を促すためのスマートフォンアプリ活用の検討	環境政策課
環境に配慮した行動を促すためのポイント制度創設の検討	環境政策課
環境ラベルの周知・啓発による環境にやさしい製品等の利用促進	環境政策課
「エコスタイルガイドブック」作成	環境政策課
ノーマイカー運動の推進	環境政策課 公共交通政策課
食品ロスの削減	環境事業課

## ● 数値目標

成果指標	近況値	目標値 (R9)	単位
① 家庭からの温室効果ガス排出量	70,000 (R1)	47,675	t-CO2
② 省エネルギーに心がけている人の割合	85.2 (R3)	95.0	%
③ 省エネ性能の優れた製品や、環境に配慮した製品・サービスを優先的に選ぶ人の割合	64.6 (R3)	75.0	%
④ 自動車を控えて徒歩、公共交通機関や自転車を利用している人の割合	40.0 (R3)	50.0	%
⑤ 海洋ごみの原因の一つであるプラスチック製品の使用・購入を減らす人の割合	61.1 (R3)	70.0	%
⑥ リサイクル率	27.5 (R3)	35.5	%
⑦ 1人1日当たりのごみの排出量	942 (R3)	860 以下	g
⑧ 食品ロスを減らす人の割合	83.2 (R3)	87.0	%

※近況値出典：①環境省推計値 ②まちづくり市民アンケート ③～⑤, ⑧環境市民アンケート  
⑥⑦環境事業課

## ● 各主体に求められる役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から排出される温室効果ガス排出量の把握や排出削減に努めます。</li> <li>・節電・節水を心がけるなど、省エネルギーを意識したライフスタイルに努めます。</li> <li>・環境ラベルなどが付いた環境負荷の少ない商品の購入に努めます。</li> <li>・通勤や通学は、電車やバス等の公共交通機関や自転車の利用に努めます。</li> <li>・食品の使い切りや食べきりに努めます。</li> <li>・ごみの分別の徹底に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ラベルなどに対応する環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供に努めます。</li> <li>・ノーマイカー通勤を推進します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の省エネを意識したライフスタイルへの転換を支援します。</li> <li>・環境配慮行動に関する情報の周知・啓発に取り組みます。</li> <li>・環境ラベル等に関する情報の周知・啓発に取り組みます。</li> <li>・食品ロス削減に関する情報の周知・啓発に取り組みます。</li> <li>・ごみの分別方法等に関する情報の周知・啓発に取り組みます。</li> </ul>

## 未来のために今挑む 脱炭素推進プロジェクト



### ● 取組の方向

本市における脱炭素化の推進に向け、再生可能エネルギーや環境に配慮した製品等の導入促進を図り、全市を挙げて温室効果ガス排出削減の取組を進めるとともに、森林の保全や木材の活用など、二酸化炭素の吸収源対策を推進します。

また、地域の一事業所として、市が率先して脱炭素化に取り組むことで、市域全体の温室効果ガス排出削減に寄与していきます。

### ● 具体的取組

取組内容	担当課
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の導入促進	環境政策課
高断熱リフォームなどの省エネ住宅の導入促進	環境政策課
環境に配慮した製品の導入促進	環境政策課
市遊休地を活用した太陽光発電設備の導入の検討	財政課 環境政策課
次世代自動車の導入促進	環境政策課 関係各課
再生可能エネルギーを含んだ電気契約への切替の推進	行政経営室 環境政策課
森林環境税等を活用した民有林等の整備の推進	農林水産課
県産木材利用促進策の検討	環境政策課 農林水産課 関係各課
「市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組」の推進	環境政策課 関係各課

## ● 数値目標

成果指標	近況値	目標値 (R9)	単位
① 市域全体からの温室効果ガス排出量	2,077,000 (R1)	1,842,000	t-CO2
② 次世代自動車を導入している人の割合	34.8 (R3)	45.0	%
③ 公用車における次世代自動車の割合	7.2 (R3)	14.0	%
④ 省エネルギーの推進など温暖化対策の状況に関する満足度	27.7 (R3)	70.0	%
⑤ 広葉樹林の面積	2,229 (R2)	2,262	ha
⑥ 森林・緑地の二酸化炭素吸収量	13,700 (R3)	13,806	t-CO2
⑦ 市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量	12,692 (R1)	9,500	t-CO2

※近況値出典：①環境省推計値 ②④環境市民アンケート ③財政課 ⑤農林水産課 ⑥⑦環境政策課

## ● 各主体に求められる役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEH 化や高断熱リフォーム等により、住宅の省エネルギー化に努めます。</li> <li>・ 木材や木製製品等の活用に努めます。</li> <li>・ 家電などを買い替えるときは、省エネルギー性能の高い製品の購入に努めます。</li> <li>・ 再生可能エネルギーを含んだ電気契約への切替に努めます。</li> <li>・ 自動車を買替えるときは、ハイブリッド自動車や電気自動車など、環境にやさしい次世代自動車の購入に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代自動車の導入に努めます。</li> <li>・ 太陽光発電システムの導入や再生可能エネルギーを含んだ電気契約への切替の推進など、再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>・ 木材や木製製品の積極的な活用に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代自動車や省エネルギー製品の導入を支援します。</li> <li>・ 公用車への次世代自動車の導入や公共施設への省エネルギー製品の導入を促進します。</li> <li>・ 公共施設等における再生可能エネルギーの活用に取り組みます。</li> <li>・ 公共施設等における県産木材の活用に取り組みます。</li> <li>・ 一事業所として脱炭素化に係る率先行動に取り組みます。</li> </ul>

# 未来のために今学ぶ 環境学び創造プロジェクト



## ● 取組の方向

「自然敬愛都市宣言のまち」として、次代を担う子どもたちの自然を敬う心を育むとともに、地球温暖化や循環型社会などについて学び、考え、一人ひとりが問題の解決に向け率先して行動していけるよう、小学生、中学生、高校生に対する環境学習を推進します。

また、新しい生活様式に対応したICT機器等を活用した学習方法等の開発や、世代に応じた自然体験学習や環境学習の場の創出に努めます。

## ● 具体的取組

取組内容	担当課
ICT機器に対応した環境学習教材の調査・研究	環境政策課 学校教育課 関係各課
自然敬愛精神を育む自然体験学習の推進	環境政策課
SDGsや地球温暖化の影響等を学ぶ環境学習の推進	環境政策課 学校教育課
世代に応じた環境関連講座、講演会等の推進	環境政策課 環境事業課 地域づくり推進課
森林体験学習の推進	農林水産課
光の「海」を学ぶ環境学習の検討	環境政策課 環境事業課

## ● 数値目標

成果指標	近況値	目標値 (R9)	単位
① 自然体験学習・環境学習等の開催数	73 (R1)	80	回
② 自然体験学習・環境学習等の参加者数	4,943 (R1)	5,300	人
③ 自然保護や環境保全活動へ参加したいと思う人の割合	27.9 (R3)	38.0	%
④ 自然とのふれあいの機会の多さに関する満足度	66.8 (R3)	85.0	%
⑤ 森・川・海など自然とふれあう人の割合	55.4 (R3)	65.0	%
⑥ テレビや新聞・雑誌、インターネット等で環境に関する情報を見る人の割合	64.4 (R3)	75.0	%

※近況値出典：①②環境政策課 ③まちづくり市民アンケート ④～⑥環境市民アンケート

## ● 各主体に求められる役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの環境教育や体験学習等への積極的な参加、支援、協力に努めます。</li> <li>・環境に関する講座や講演会等への積極的な参加に努めます。</li> <li>・様々な媒体を利用して、積極的に環境に関する理解を深めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの環境教育や体験学習等への積極的な支援、協力に努めます。</li> <li>・環境に関する講座や講演会等への積極的な参加に努めます。</li> <li>・従業員の環境教育に取り組み、環境にやさしい事業所を目指します。</li> <li>・環境に関する取組等の情報発信に努めます。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの環境教育や体験学習の充実に取り組みます。</li> <li>・市民等が主催する環境教育活動に協力します。</li> <li>・環境関連講座や講演会等の実施により、多世代にわたる環境学習の場を創出し、環境教育を担う人材の育成につなげます。</li> <li>・環境に関する情報発信を強化します。</li> <li>・新しい生活様式に対応した環境学習について研究します。</li> </ul>

# 第7章 計画の推進

## 1 計画の推進に向けて

本市ではこれまで、第2次光市環境基本計画に基づき、本市が誇る美しく豊かな自然を守り、後世に引き継いでいくための取組や、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減をはじめとする地球温暖化防止のための取組などを進めてきました。しかしその間、地球温暖化に起因する気候変動問題などの深刻化する環境問題や、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変革など、私たちの暮らしや社会のあり方に大きな影響を及ぼす変化が生じています。

これらに対応するためには、社会を構成するすべての主体が「新しい生活様式」を意識しながら、これまで以上にそれぞれの日常的な活動と環境との関わりを認識するとともに、自主的かつ積極的な取組を進めることが必要です。

一人ひとりの取組を大きな「わ」でつなげ、「オールひかり」で良好な環境の創造を目指します。

## 2 推進体制

### (1) 環境審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、市民民間団体等、学識経験者、事業所の代表者からなる環境審議会を設置しています。

環境審議会は、本計画の策定に関する必要事項の意見を述べる諮問組織であるとともに、本計画の進捗状況の点検評価などを行います。

### (2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取組は、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取組が必要です。

本市では、着実な計画推進のために、庁内関係各課が行う施策、事業の進捗管理を定期的に行い、十分な連携・分担のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

### (3) 各主体との連携

計画の推進は、市民一人ひとりの意識改革のもとで取り組むことが大切です。市民が環境問題を自らの問題と捉え、環境に対する意識を高め、できることから行動に移せるよう、本計画の周知や環境に関する情報提供、自主的な環境保全活動への支援を行います。

また、事業活動による環境への負荷の軽減が求められます。地域社会の一員として、市民や市と連携して環境問題へ取り組むことができるよう、事業者の環境に配慮した取組への支援などを行います。

#### (4) 国・県、関係自治体等との連携強化

本計画を着実に推進するために、国や県、関係自治体等との連携・協力を強化し、広域的な視点からの取組の推進を図ります。

財源の確保にあたっては、国や県、各種法人の補助金等を積極的に活用します。

### 3 情報の発信と進行管理

---

#### (1) 情報の発信

毎年、本計画に掲げる環境に関する取組や本市の環境の調査結果等をまとめた「光市の環境」を環境審議会に報告するとともに、全市的な進捗管理を図るため、ホームページ等で情報発信します。

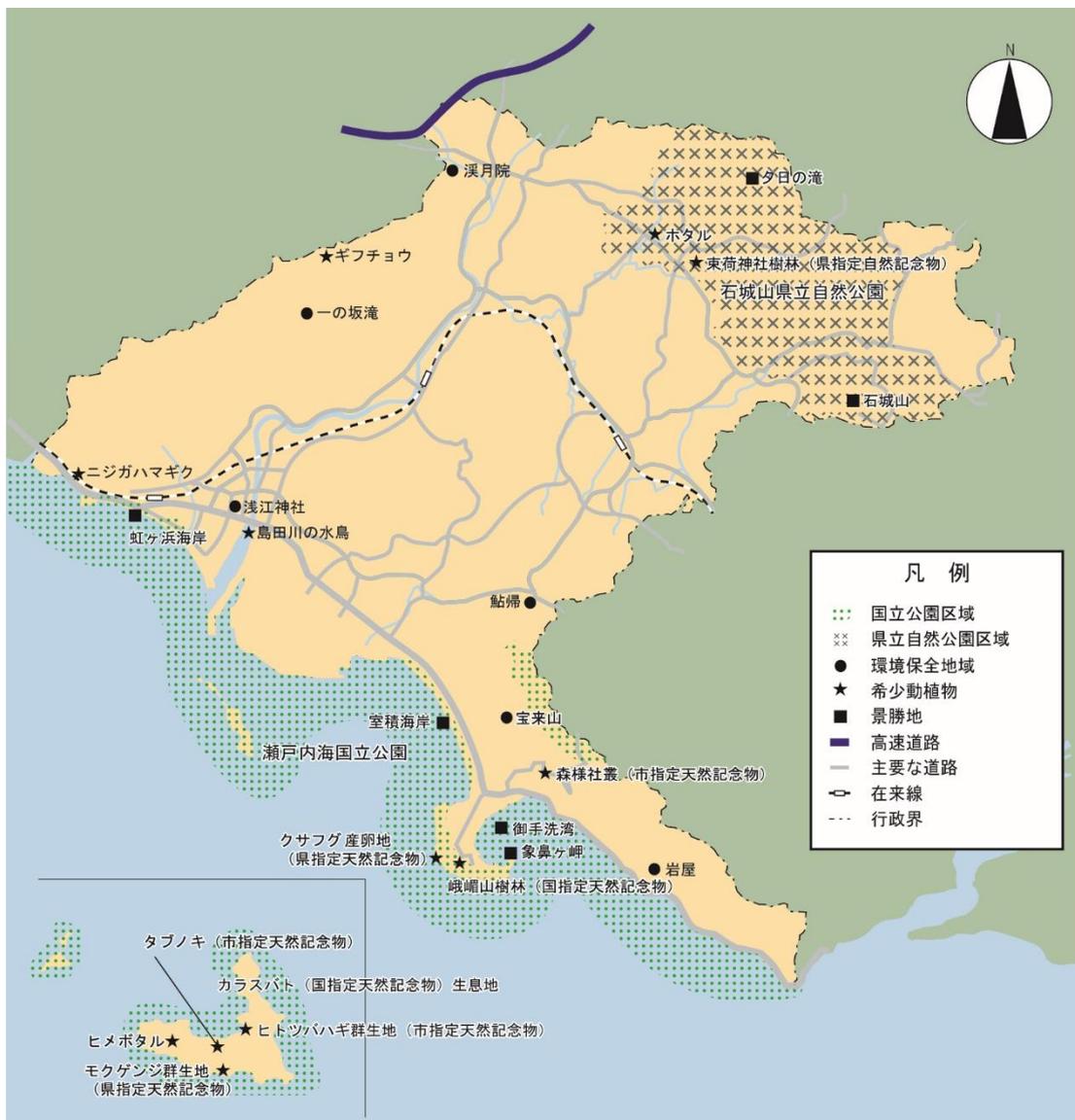
また、滞在者や通過者に対し、本市の環境に関する取組等について情報発信に努めます。

#### (2) 進行管理

計画の進捗管理をPDCAサイクル（PLAN：計画→DO：実行→CHECK：点検・評価→ACTION：見直し）に沿って行い、毎年の事業結果及び「環境審議会」や市民等からの提言を次の施策・事業に反映します。

# 資料編

参考資料：本市の自然資源



## I 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

### 1 基本的事項

#### (1) 目的

市役所等は行政として、地域の省エネルギー活動の推進などの地球温暖化対策を、環境基本計画等に基づき総合的かつ計画的に推進しています。それと同時に、自らも所有する建物や各種の設備等を使用して活動を行うとともに、各種の製品やサービスを購入する一事業者としても大きな位置を占めています。

このため、全職員が環境配慮の視点を持ち、自ら行う事務・事業から排出される温室効果ガスの削減等、環境に配慮した率先行動を推進していくための取組を定めます。

#### (2) 基本計画との関係

この取組は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（事務・事業編）に位置付け、「第3次光市環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）のリーディングプロジェクト「未来のために今挑む 脱炭素推進プロジェクト」の目標達成に向けて率先して取り組みます。

#### (3) 取組期間

取組期間は、基本計画に定める期間（令和5年度～令和14年度）とします。

#### (4) 対象範囲

対象範囲とする範囲は、市が取り組む事務・事業全般とし、その対象施設は、庁舎のみならず、水道局、病院局、小中学校及び指定管理者制度の適用施設等の全てを対象とします。ただし、一部事務組合や第3セクターは対象外とします。

#### (5) 対象とする温室効果ガス

温対法で削減の対象とするもののうち、本取組で対象とする温室効果ガスは、事務・事業から発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。

### (6) 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、基本計画のリーディングプロジェクトで示す目標値（令和9年度までに3,192t-CO<sub>2</sub>削減）とします。なお、この目標値は、基本計画のリーディングプロジェクトの改定に合わせて見直します。

#### <排出量の算定について>

- ・排出係数は、国等が発表する当該年度の数値とします。
- ・地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条で定められた数値とします。

### (7) 進捗管理

各課及び各出先機関に「推進員」を1名置き、計画の推進、エネルギー使用量などの数値把握及び環境政策課への報告を行います。

環境政策課は、推進員から報告されたエネルギー使用量などをとりまとめ、その結果を基本計画の実績報告の中で環境審議会等に報告するとともに、結果に基づき取組内容の見直し等を行います。

## I 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

### 2 取組内容

職員は、一人ひとりが地球温暖化や気候変動の影響に関する認識を深め、自らの問題として主体的かつ積極的に、次のとおり、温室効果ガス排出量の削減及び環境に配慮した率先行動に取り組みます。

①再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の新設・改修の際は、太陽光発電設備の導入を進めます。</li><li>・市の遊休地への太陽光発電設備の導入を検討します。</li><li>・既存の電気契約を、再生可能エネルギー由来の電力を含む契約への切り替えに努めます。</li></ul>
②施設の省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・LED照明などの省エネルギー設備の導入・改修を進めます。</li><li>・設備や機器等の点検・整備を適切に行い、常時効率的に使用できるよう管理を徹底します。</li></ul>
③次世代自動車の導入促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・公用自動車の更新時には、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車への切替を促進します。</li></ul>
④日常業務における省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・クールビズ（5～10月）、ウォームビズ（12～3月）で、執務にふさわしく適切な服装に努めます。</li><li>・冷暖房は温度の適正管理（冷房は28℃、暖房は20℃程度）を行うとともに、使用しない部屋の冷暖房は確実に停止します。</li><li>・来庁者や業務に支障のない範囲でスポット照明や消灯に努めるとともに、昼休みには消灯（一部または全部）を実施します。</li><li>・「職員一斉ノー残業デー」は定時退庁に努めるとともに、その他の日に時間外勤務を行う場合は、スポット照明に努めます。</li><li>・パソコンやプリンタ等のOA機器を長時間使用しない場合は電源をオフにするとともに、ディスプレイの明るさやスリープなどの設定を適切に活用します。</li><li>・自動車を運転する時は「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」などのエコドライブを徹底するとともに、自転車や公共交通機関を利用したノーマイカー通勤に努めます。</li><li>・荷物等の運搬や身体的理由を除き、エレベーターを利用しません。</li></ul>

## I 市役所等が行う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

⑤日常業務における ごみの減量と資源 の有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの分別を徹底するとともに雑紙回収ボックスを積極的に活用し、ごみのリサイクルに努めます。</li><li>・マイ箸、マイカップ、マイボトル等の利用に努めます。</li><li>・イントラネットやドキュワークスを適切に活用しペーパーレス化の推進に努めます。</li><li>・資料等の作成は、両面印刷、両面コピーを徹底するとともに、集約印刷を活用します。</li><li>・物品等を購入する前には、共同所有・利用、リースなども検討し、購入数量の削減に努めます。</li><li>・物品等の購入にあたっては、環境ラベル等が貼付された製品を積極的に選択するなどグリーン購入に努めます。</li></ul>
⑥環境配慮意識の向 上	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁内等で実施する研修会等に自発的に参加するなど、環境配慮意識の向上に努めます。</li></ul>

## II 策定経過

### 1 光市環境審議会

光市環境審議会は、市民、学識経験者、事業所の代表者から構成されており、市長の諮問に応じ、計画の基本的な考え方や内容について、専門的な立場から審議し答申を行いました。

開催日	主な内容
第1回 令和3年8月30日	・第3次環境基本計画策定方針について
第2回 令和4年3月17日	・第3次環境基本計画（骨子案）について ・目指す環境像について ・リーディングプロジェクトについて
第3回 令和4年6月23日	諮問 ・第3次環境基本計画（素案）について
第4回 令和4年8月30日	・第3次環境基本計画（素案）について ・答申について
令和4年9月16日	答申

### 2 市民アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の環境に関する思いを把握するため、下記のとおりアンケートを行いました。

#### 1 「第3次光市環境基本計画」策定のためのアンケート

○対象者：18歳以上の市民1,000人を、住民基本台帳から無作為に抽出

○調査方法：郵送による配布・回収（無記名回答方式）

○調査期間：令和3年10月28日から令和3年11月12日まで

○配布回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②/①
1,000	999	435	43.54%

## ○主な調査項目

- ・光市の環境について感じる事（満足度と重要度）
- ・環境に関して個人や家庭で取り組んでいること
- ・地球温暖化対策について
- ・光市の環境で特に重要だと思うこと
- ・家庭で導入している省エネ設備・機器について など

## 2 光市の環境に関するアンケート

○対象者：環境学習に参加した中学生および高校生

○回収数：386

## ○主な調査項目

- ・光市の環境を守るために重点的に取り組んだら良いと思うこと
- ・環境について今一番関心があること
- ・将来どのようなまちであって欲しいか

## 3 光市環境基本計画策定委員会

庁内係長級職員による策定委員会を設置し、庁内横断的な協議、検討を行いました。

開催日	主な内容
第1回 令和3年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任命書交付</li> <li>・第3次環境基本計画策定方針について</li> </ul>
第2回 令和4年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次環境基本計画（骨子案）について</li> <li>・リーディングプロジェクトについて</li> </ul>
第3回 令和4年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次環境基本計画（素案）について</li> <li>・リーディングプロジェクトについて</li> </ul>
第4回 令和4年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次環境基本計画（中間報告案）について</li> </ul>
第5回 令和4年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次環境基本計画（最終案）について</li> </ul>

### Ⅲ 関係条例・要綱及び委員等名簿

#### 1 光市環境基本条例（平成19年3月29日条例第33号）

##### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第6条）

##### 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

##### 第1節 施策の基本方針（第7条）

##### 第2節 環境基本計画（第8条—第11条）

##### 第3章 環境の保全等を推進するための施策

##### 第1節 地域環境保全の推進等（第12条—第21条）

##### 第2節 地球環境保全の推進（第22条）

##### 第4章 施策の推進体制の整備等（第23条・第24条）

##### 第5章 雑則（第25条）

##### 附則

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、緑豊かな峨嵋山樹林・石城山などの美しい自然に囲まれた都市である。

私たちは、恵まれた自然環境の恩恵を受けるとともに、古来、先人の努力により守られてきた森・川・海の調和に富んだ自然を活かした文化と産業を受け継ぎ、まちを発展させてきた。

今日、飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、私たちの生活は物質的に豊かで便利になったが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えるようになった。

限りある地球環境にかけられる負荷には限界があり、環境問題の解決のためには、社会の在り方そのものを見直さなければならない。今こそ私たちは、自然を敬愛し、自然と人との共生を図り、将来の世代に良好な環境を引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、光市民憲章の精神にのっとり、市、市民及び事業者が一体となって互いの協働により、光市及び地球の環境の保全、創造及び再生を推進し、潤いとやすらぎに満ちた環境自治体「光市」を実現するため、この条例を定める。

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全、創造及び再生（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 文化環境 歴史的伝統的建造物、文化的遺産、町並景観等を含む空間をいう。
- (5) 原生自然環境保全地域 自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域をいう。
- (6) 自然環境保全地域 自然環境が豊かに残されている区域の中から、森林、渓谷等で良好な自然環境を形成している地域をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、自然の復元力に限界があることを認識し、自然と人との共生を目指して行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に必要な不可欠であることを認識し、良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と参加、協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、事業活動、日常生活等のすべてにおいて、着実かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全等を図ることを基本として、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

### III 関係条例・要綱および委員等名簿

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

3 通勤、通学、観光等で光市に滞在する者は、前2項に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水その他の公害の発生防止及び廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等その事業活動全般にわたり、環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

#### 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

##### 第1節 施策の基本方針

(基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境、音環境等を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全かつ快適な生活環境を確保すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を人とのつながりの中で体系的に保全すること。

(3) 森、川、海等の身近な環境を良好に保全することにより、自然と人との多様で豊かなふれあいの空間を創出すること。

(4) 文化環境を人とのつながりの中で保存し、及び保全すること。

(5) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活に転換すること。

(6) 環境の保全等が市、市民及び事業者の公平な役割分担と協働のもと実施されるよう、すべての主体の自主的な参加を促進すること。

##### 第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の

保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（２）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、光市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くとともに、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画の進捗状況等について、環境審議会に報告し、意見を聴かなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

（市民等の意見の反映）

第10条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

（報告書の作成）

第11条 市長は、市の環境の現状及び環境の保全等に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 環境の保全等を推進するための施策

#### 第1節 地域環境保全の推進等

（自然の環境の保全等）

第12条 市は、森、川、海等自然の環境の保全等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自然環境の保全を図るため特に必要があると認めるときは、法律その他の法令等に定めがあるものを除き、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（以下「環境保全地域」という。）を指定することができる。

4 市は、前項の規定により指定された環境保全地域の保全に必要があると認めるときは、予算の範囲内において所有者等に補助金の交付その他の援助をすることができる。

（環境教育及び環境学習の推進）

### III 関係条例・要綱および委員等名簿

第13条 市は、環境の保全等に対する市民等の理解と認識を深め、環境保全活動につなげるため、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等の環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第16条 市は、公害の防止のため、その原因となる行為に関し、必要な規制等の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者との協定等)

第17条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減に関する協定等を締結することができる。

(市民等からの提言)

第18条 市民等は、環境の保全等に関し、市長に提言することができる。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、提言を行った市民等にその対応状況を報告するものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第19条 市は、下水道施設、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

#### 第2節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策

を推進するものとする。

- 2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な連携による取組の推進に努めるものとする。

#### 第4章 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

- 第23条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働)

- 第24条 市は、環境の保全等に関する施策を展開するため、市民等との協働を積極的に推進するものとする。

#### 第5章 雑則

(委任)

- 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(光市の環境をよくする条例の廃止)
- 2 光市の環境をよくする条例（平成8年光市条例第1号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、光市の環境をよくする条例の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 2 光市環境審議会条例（平成16年12月24日条例第181号）

（設置）

第1条 光市の環境保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、光市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- （1）環境の保全に関する基本的事項
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が環境の保全に関し、必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その調査審議の期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の設置）

第7条 必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

（説明等の聴取）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意

見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補助する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### Ⅲ 関係条例・要綱および委員等名簿

#### 3 光市環境審議会委員名簿

【令和5年3月1日現在】

氏名	所属等
浅野 洋子	公募委員
○ 有竹 英喜	光市地球温暖化対策地域協議会会長
市川 秀次	山口県漁業協同組合光支店運営委員長
植村 芳弘	山口県快適環境づくり推進協議会副会長
奥田 賢吾	市民環境保全活動（島田川水環境）
古賀 征則	ゼオン化成（株）
佐野 三和子	里の厨事業協同組合
谷口 俊寛	光商工会議所交通運輸業部会部会長
田村 健司	光市医師会
段下 剛志	（独）徳山工業高等専門学校助教
徳浪 善文	公募委員
◎ 南 敦	山口植物学会会長
柳 善博	日鉄ステンレス（株）製造本部安全環境防災部長兼光製造所安全環境防災部長
山口 健一	武田薬品工業（株）光工場総合管理部EHSグループマネージャー

注1 ◎：会長、○：副会長

注2 所属等は、任命時のもの

#### 4 光市環境基本計画策定委員会設置要綱(令和3年9月17日光市訓令第33号)

(設置)

第1条 第3次光市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、光市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、関係各課の所管業務のうちから基本計画の策定に関する必要な事項を検討することとする。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の職員(以下「委員」という。)をもって組織する。

2 委員は、市長が任命する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、環境部長の求めに応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は令和3年9月17日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この訓令の施行後、委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、環境部長が招集する。

### Ⅲ 関係条例・要綱および委員等名簿

#### ●庁内策定委員会委員名簿

【令和5年3月1日現在】

氏名	所属及び役職
◎ 影土井 洋 治	政策企画部企画調整課企画係 係長
梅 本 修	総務部防災危機管理課防災危機管理係 係長
大 隅 正 宏	市民部地域づくり推進課生涯学習・市民活動支援係 係長
○ 宮 本 忠 重	環境部環境事業課ごみ・リサイクル対策係 係長
吉 岡 京 子	環境部下水道課業務係 係長
小 熊 紀美恵	福祉保健部健康増進課健康増進係 係長
松 本 葉 子	経済部農林水産課農政係 係長
藤 岡 晴 恵	経済部農林水産課耕地林務係 係長
弘 中 道 夫	経済部農林水産課有害鳥獣係 係長
小 枝 淳 志	経済部公共交通政策課公共交通政策係 係長
岩 崎 忠 志	建設部道路河川課施設係 係長
山 田 久 敏	建設業都市政策課公園緑地係 係長
加 藤 剛	教育委員会学校教育課指導係 係長

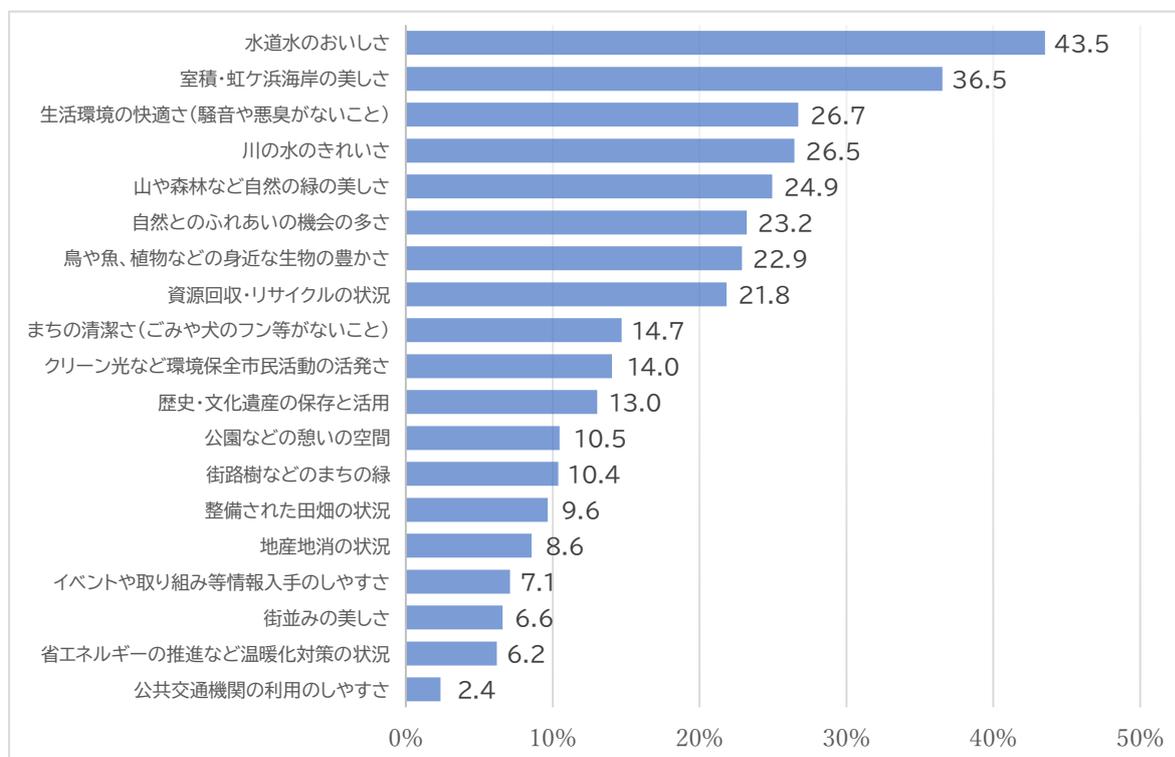
注1 ◎：会長、○：副会長

## IV 市民アンケート結果（抜粋）

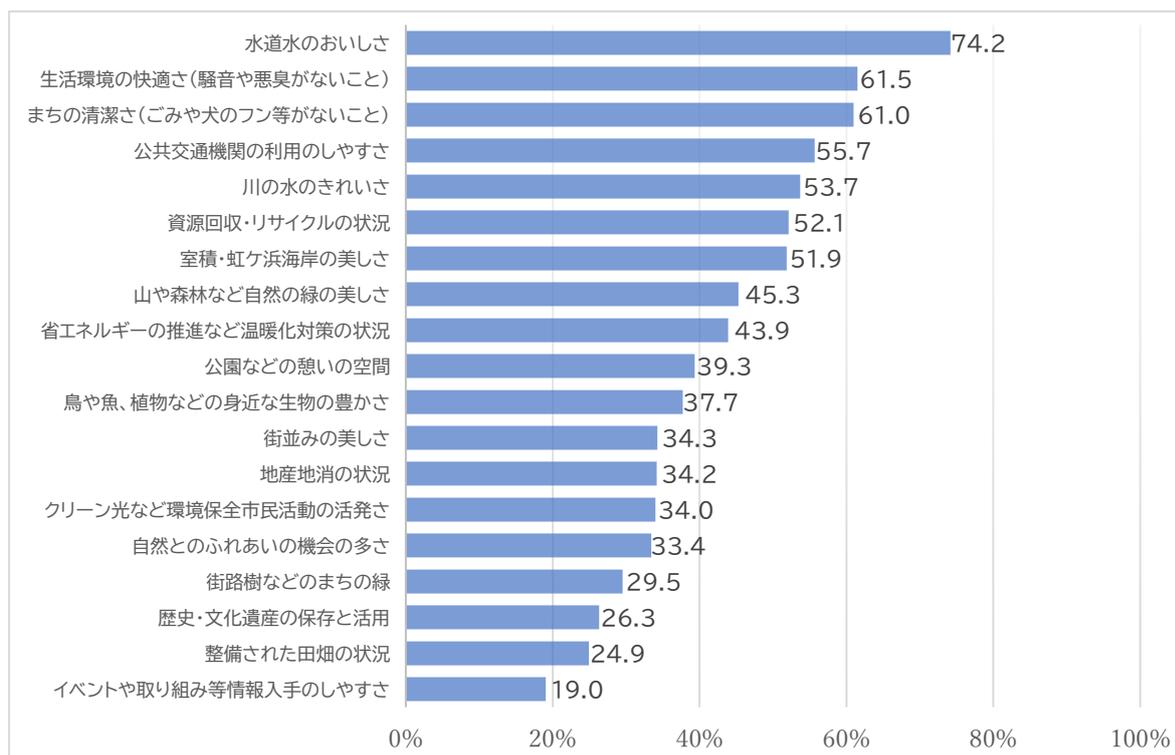
### 1 「第3次光市環境基本計画」策定のための市民アンケート（一般市民対象）

#### (1) 光市の環境について感じる事（満足度と重要度）

##### ○満足度（降順）

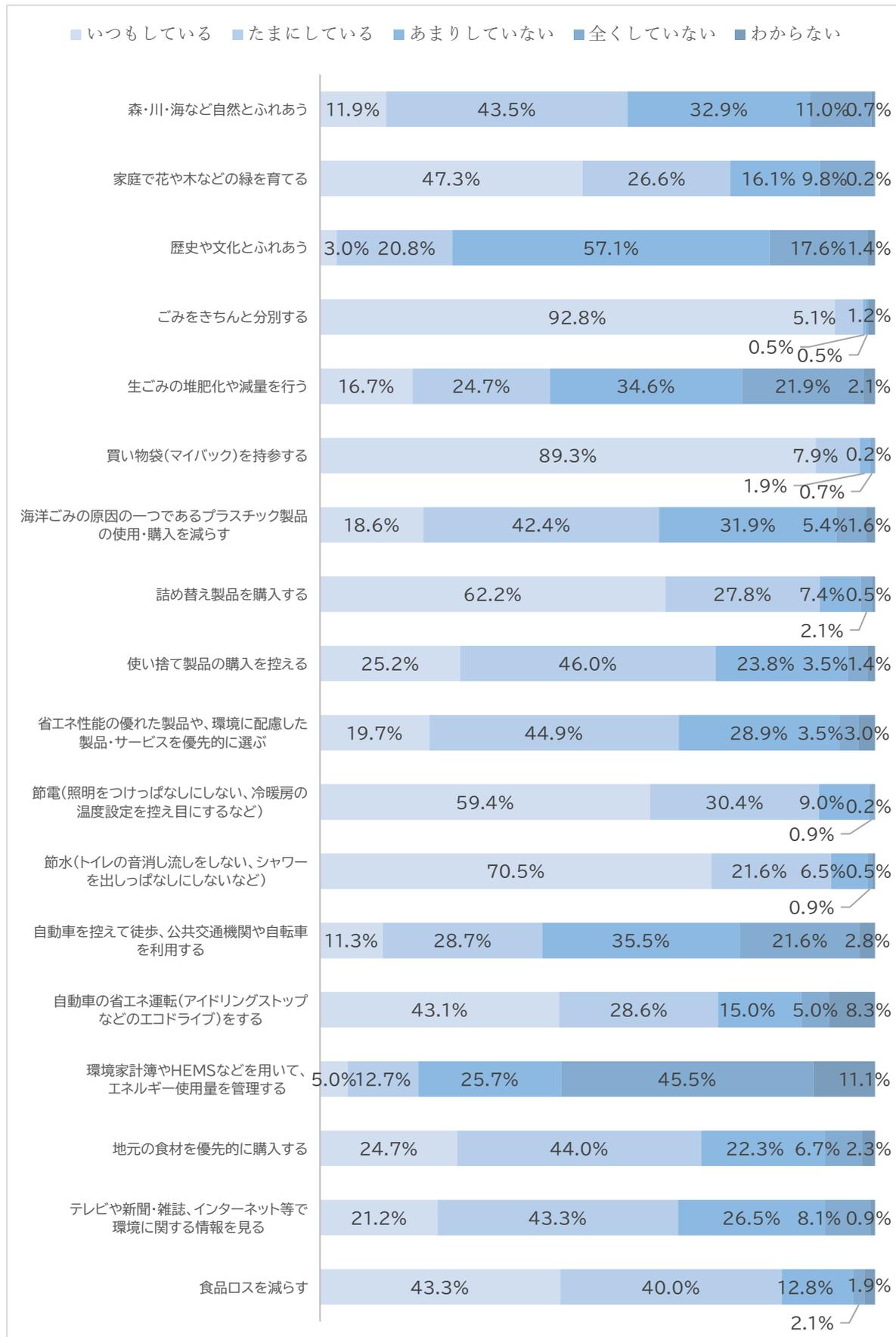


##### ○重要度（降順）

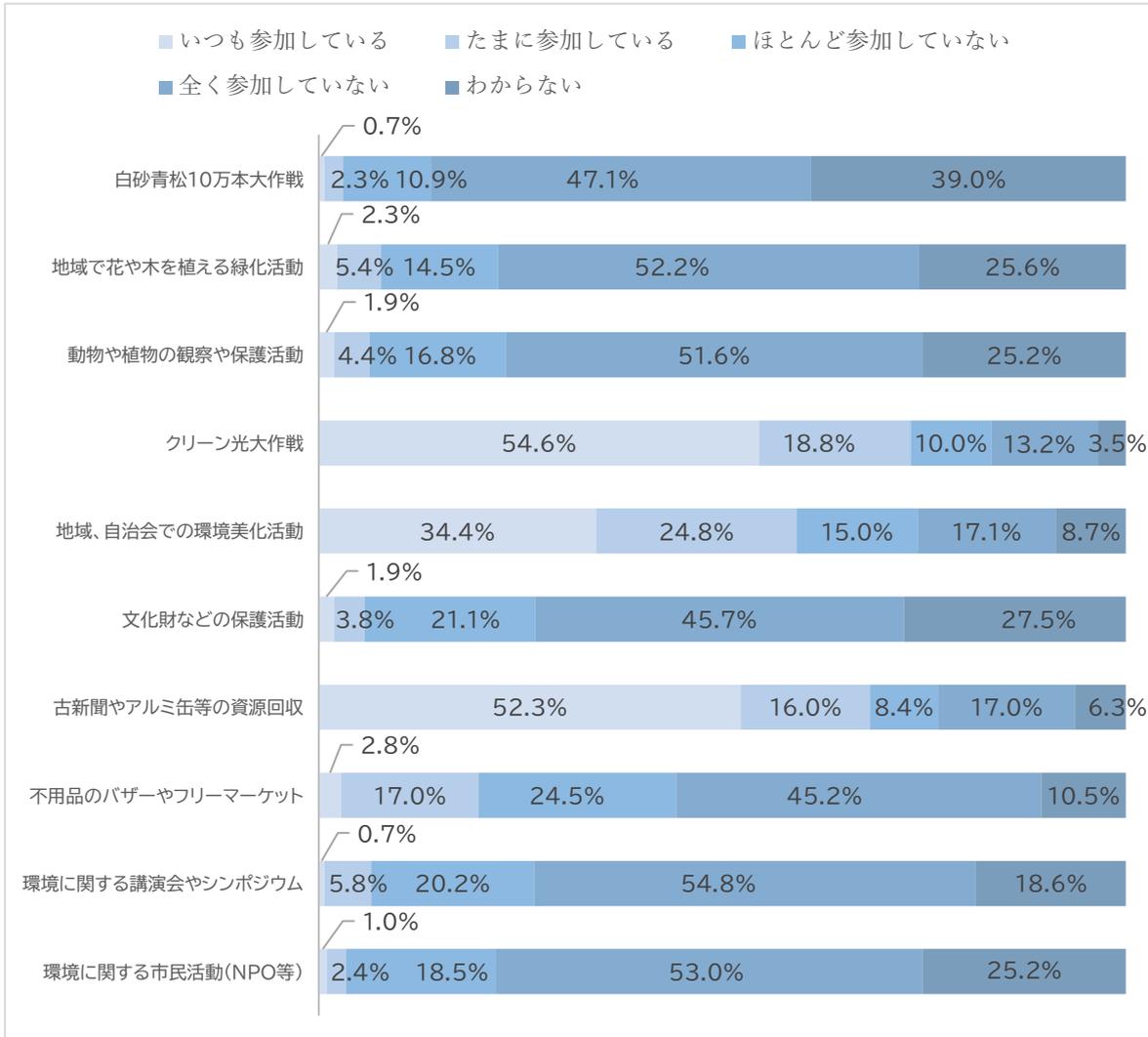


#### IV 市民アンケート結果（抜粋）

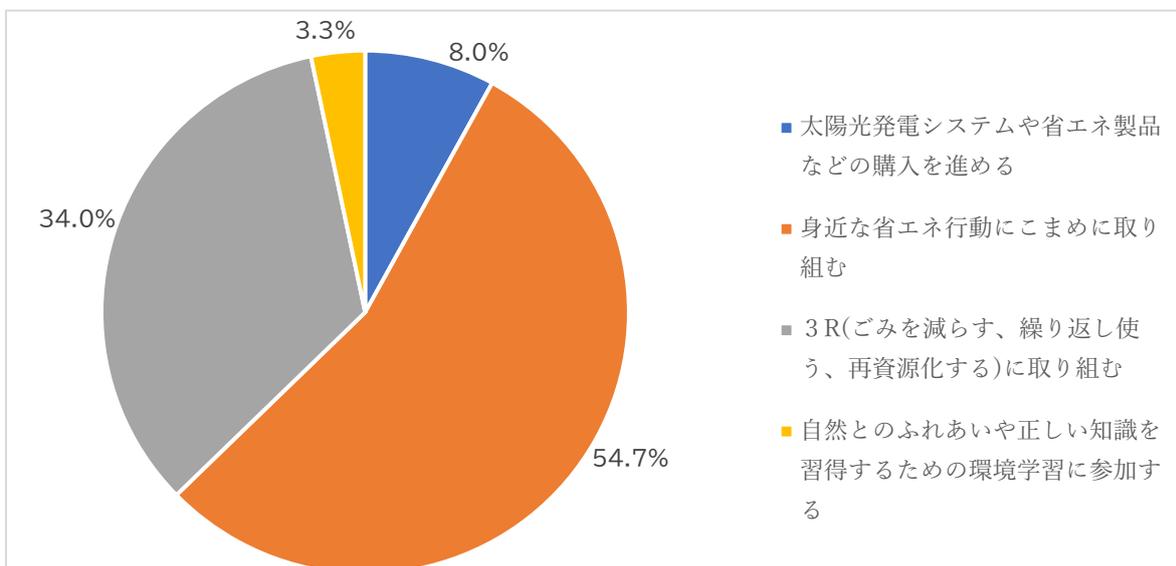
##### （2）個人や家庭で取り組んでいること



(3) 地域・団体活動に参加している人の割合



(4) 地球温暖化対策のために、日常生活で取り組む行いで特に重要だと思うもの



#### IV 市民アンケート結果（抜粋）

### 2 光市の環境に関するアンケート（中高生対象）

（1）光市の環境を守るために、光市が今後、重点的に取り組んだら良いと思うこと  
（15の選択肢から3つまで選択）

	中学生		高校生	
	項目	人数	項目	人数
1位	室積・虹ヶ浜海岸や島田川などの自然を守ること	120	室積・虹ヶ浜海岸や島田川などの自然を守ること	123
2位	ごみのポイ捨てやペットのフンの放置がなくなること	82	ごみのポイ捨てやペットのフンの放置がなくなること	60
3位	鳥や魚、虫、植物などの身近な生き物を守ること	59	利用しやすい公園などの憩いの空間があること	51
4位	自然とふれあう機会を増やすこと	52	バスや電車などの公共交通機関を整え、マイカー利用を抑制すること	50
5位	ごみの減量やリサイクルなどの取組を進めること	44	寺や神社、文化財などの歴史・文化的な財産を守ること	37

（2）環境について今一番関心があることは（自由意見）

【中学生】

関心があること	理由
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化を防ぐことはできないが、急に進めさせないことは自分たちに何かできると思うから</li> <li>・地球温暖化による環境変化により、最近も災害が増えてきて、とても身近に感じられるから</li> </ul>
SDGs	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年までに達成しなければならない17の目標は、私たちにもできることがたくさんあるから</li> <li>・地球がこれからも住み続けられるよう、クリアしなければならない身近な目標だから</li> </ul>
海洋ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロプラスチックというとても細かいプラスチックが魚たちに大きな影響を与えていて、とても深刻な状況だから</li> <li>・虹ヶ浜にはけっこうプラスチックゴミが多く落ちているから</li> </ul>
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を歩いていても、よく色々なごみのポイ捨てが目につく。環境にとっては良くなく、危険になることもあるので気になっているから</li> <li>・ゴミは私達の生活で1番身近だから。いつも道路にゴミが落ちていて、この規模が大きくなるとどうなっていくのか知りたいから</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の手で今もいろんな生き物が命を無くしているのはいけない行いだから</li> </ul>

#### IV 市民アンケート結果（抜粋）

電気・水素自動車	・自動車の出す二酸化炭素の排出量が問題になっているので、これこそ未来の社会に役に立つと思うから
食品ロス	・自分たちとアフリカなどの差がひどいと思うから
エコバック	・レジ袋を使わずにエコバックを使ってみんな将来二酸化炭素を減らしていく

#### 【高校生】

関心があること	理由
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世界に影響がある環境問題で、世界中の人々が協力していかなければ解決できない問題。このまま進めば、海面がさらに上昇していき低い土地は沈んでしまうので、協力して食い止めたいから</li> <li>・CO<sub>2</sub>の排出量が多いため、南極や北極の氷がとけてしまったり、気温が上がったりと異常気候が続いていて大変だし、1番身近な環境問題だから</li> </ul>
SDGs	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標が明確に示され、守るべきことが分かりやすいので、小さなことから地球のために取り組もうという気持ちになれるから</li> <li>・この目標を、世界中の人が心にとどめておくことで、きれいな地球になると思うから</li> <li>・今、多くの企業がSDGsの取組を進めているから</li> </ul>
海洋ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海は、人々と深く関わり、海が汚れていくと、生き物に大きな影響を与えると思うから</li> <li>・私が中学生の頃、校舎から海が見えていて、新しく来られた先生方が「海が見えていいね、きれいだね」と言ってくださった。自然は人々の気持ちを豊かにしてくれると思うので、これからもきれいな海を守っていきたいから</li> </ul>
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の行き帰りによくごみがポイ捨てされていて気になるから</li> <li>・ゴミは私達の生活で1番身近だから。いつも道路にゴミが落ちていて、この規模が大きくなるとどうなっていくのか知りたいから</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然破壊のせいで絶滅危惧種になっている生き物を守りたいから</li> </ul>
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室積、虹ヶ浜海岸や島田川の自然を守ること。光といえばきれいな海や川なので、光の良い所を守りたいから</li> <li>・とてもきれいな自然の周りで育ってきたから</li> </ul>
エネルギー問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分にできることがたくさんあると思ったから</li> </ul>

#### IV 市民アンケート結果（抜粋）

(3) 将来、光市はどのような環境のまちであつたらいいと思うか（自由意見）

【中学生】

意見
持続可能で住み続けられるまち
自然がゆたかで、川がきれいで、他のところに自慢できるくらい美しいまち
誰もが暮らしやすく、ゴミがなく、リサイクルもして、新しい物がどんどん創られる環境のまち
子どもでもお年よりでもどんな人でも快適で住みやすいきれいなまち
一人ひとりが環境に関心を持ち、省エネルギーを進めたり、再生可能エネルギーを積極的に利用したりできるまち
人がたくさんあふれ、ルールや規則が守られ、ゆたかな自然に囲まれているキレイで有名なまち
みんなで協力してボランティアやイベント事に参加して海や陸を守っているまち
観光で一度光市に訪れた方に「明るいまち」「人々の助け合い」「自然などの環境」が良かったと思ってもらえるまち
みんなが光市のためを思い、リサイクルや節水や節電を常に心がけ、どこの市よりも空気がきれいでゴミもない、生き物たちがたくさん暮らしているまち

【高校生】

意見
光市の強みでもある海岸や自然の生き物を今よりもさらに大切にし、市民全員が環境への意識のあるまち
海や山などが整備され、様々な年齢の人がボランティアに参加して、よりきれいで、生活しやすい環境のまち
環境が良く、自然とうまく共生しているまち
みんなのくつろげる、おちつける場所は光市だと思えるまち
高齢者も若者も住みやすい便利なまち。子供を産んで育てたいと思える優しいまち
虹ヶ浜海岸はすごくきれいな所だから、観光業により力を入れて、虹ヶ浜海岸をベースとして観光客が増え、移住も進むまち
自然の良さを残しつつ、お店や交通機関の発達した便利なまち
小さい子供たちが元気に安全に遊べ、のびのびと生活できる環境のまち
たくさんの方が移住、定住してにぎやかで豊かな市だけど、海や川など自然の豊かさや美しさは守っているまち
身近な生き物を守り、ごみのポイ捨てなどがなく、ボランティア活動が多く、みんなが住みやすいまち

## V 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
アダプト・プログラム (里親制度)	アダプト (Adopt) とは、英語で「(養子として) 引き受ける」という意味。市民の手で行われる、道路や公園、河川などの公共空間における花壇 (植栽) の手入れなどの緑化・美化活動や掃除のこと。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策として、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や3密 (密集、密接、密閉) を避ける、などを、日常生活に取り入れた生活様式。
ウェブ会議	遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるツールのこと。
エコショップ認定制度	ごみの減量化やリサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を、市が「エコショップ (環境にやさしい店)」と認定し、広く周知することにより、市民の環境保全意識を高めるための制度。
エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心がけのこと。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのこと。
<b>か行</b>	
カーボンニュートラル	市民や企業、自治体などの社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量などを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することなどにより、その排出量の全部を埋め合わせた状態。
海洋ごみ	海岸に打ち上げられた「漂着ごみ」、海面や海中を流れにのって漂っている「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積した「海底ごみ」の総称。
海洋プラスチック問題	ポイ捨てなどにより環境中に流出したプラスチックがほとんど分解されることなく海に流れつくことで、海洋生物の生態系などに悪影響を及ぼしている問題。海に流出した後、波や紫外線の影響により5mm以下の粒子となったものはマイクロプラスチックと呼ばれる。

用語	解説
外来種・外来生物	外来種は国内・国外を問わず、人間の活動に伴ってそれまで生息していなかった場所に持ち込まれた生物のこと。外来生物は外来種のうち国外から持ち込まれたもののみを示す言葉。
蚊媒介感染症	病原体を保有する蚊に刺されることによって起こる感染症のこと。主な蚊媒介感染症には、ウイルス疾患であるデング熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、マラリアなどがある。
環境認証規格 (ISO14001)	製品の製造やサービスの提供など、自社の活動による環境への負荷を最小限にするように定めた仕様書のこと。
環境配慮行動	地球温暖化をはじめとした環境問題に対し、日々の生活や経済活動を委縮させることなく、一人ひとりが自主的かつ積極的に環境保全に配慮した取組を行うこと。
環境負荷	廃棄物、公害、土地開発などの人的に発生するものや気象、地震などの自然的に発生するものにより、環境に与える負の影響のこと。
環境ラベル	製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもの。エコマークやグリーンマーク、再生紙使用マークなどがある。
気候変動	気温および気象パターンの長期的な変化のこと。太陽周期の変化によるものなど自然現象が原因となる場合もあるが、1800年代以降は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼など人間活動が気候変動の主な原因となっている。
気候変動適応策	気候変動の影響による変化に対する対応策のこと。気候変動に関する政府間パネルでは、適応を「実際にもしくは想定される気候変動の影響に対する調整のプロセス」と定義している。
気候変動適応センター	国や地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点。
希少種	数の少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種のこと。
共助	地域や市民レベルの支え合い。
協働	市民と行政が対等かつ自由な立場でお互いの特性や役割を理解し、共に協力して行動していくこと。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
公共用水域	「水質汚濁防止法」によって定められる、河川、港湾、かんがい用水路など、公共のための水域や水路。
公助	行政や消防など公的機関による救助・援助

用語	解説
<b>さ行</b>	
再生可能エネルギー	有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。
サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
シェアリング	物・サービス・場所などを、さまざまな人と共有する社会的仕組みのこと。
事業継続計画（BCP）	企業や自治体が、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。BCPは「Business Continuity Plan」の略。
自主防災組織	市民が地域ごとに団結して、助け合いながら、地域ぐるみで防災活動を行うための自主的な組織。
自助	自らの努力で課題を解決すること。
次世代自動車	窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。
指定管理者制度	公の施設の管理運営のために、民間事業者などの団体を指定する制度。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、また、それを有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会。
森林環境税等	平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税。森林環境税と森林環境譲与税があり、森林環境税は個人に対して国税として賦課・徴収され、国は徴収した森林環境税を森林環境譲与税として市町村等に交付する。市町村は交付された森林環境譲与税を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に充てる。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業のこと。
スマート林業	地理空間情報や情報通信技術等の先端技術を活用し、業務の効率化や安全性の向上などを目指す新たな林業のこと。

用語	解説
製造品出荷額等	製造品出荷額（事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を当該事業所から出荷した場合の工場出荷額）、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計のこと。
線形経済 （リニアエコノミー）	調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システムのこと。主に大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済のこと。
<b>た行</b>	
脱炭素社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やフロンなどの温暖化の原因の一つと言われる温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する社会。
地産地消	地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
長寿命化	施設の延命化、維持管理コストの低減及び施設更新時期の平準化を図るために施設の重要性や健全度などを考慮し、「予防保全」と「事後保全」などメリハリのある維持管理を行うこと。
デジタル化・デジタル社会	情報技術の進化により様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることで、競争優位性の高い新たなサービスなどの実現やプロセスの高度化を実現すること、または、それらを実現した社会。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼしているものや及ぼすおそれのある生物のこと。
ドローン	無人車両・無人航空機・無人船舶など自立式の機械全般を表す言葉。平成 22 年以降は、命令を受けて自立飛行する飛行物体の総称。
<b>は行</b>	
パブリックコメント	行政などが政策立案にあたり、広く市民に計画などの素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
パリ協定	「第 21 回気候変動枠組条約締結国会議（COP21）」が開催されたパリで、平成 27 年 12 月 12 日に採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定。
フードマイレージ	英語で「食料の輸送距離」という意味。食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表される。遠く離れた生産地から届く食料は、輸送などに石油などのたくさんのエネルギーが使われており、多くの二酸化炭素や窒素酸化物が排出されている。

用語	解説
フードバンク活動	品質に問題が無いにも関わらず、包装の痛みなどで商品価値を失った食品を企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配給する活動。
防災指令拠点	災害対策上、司令塔となる重要な機能をもつ指令拠点。市では、市民の安全・安心を守るため、地震をはじめ風水害などあらゆる災害に的確に対応できる防災指令拠点施設の整備に取り組んでいる。
<b>ま行</b>	
マイクロプラスチック	微細なプラスチック類のこと。一般的に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
<b>ら行</b>	
リサイクル	「3R」の項目を参照
リターナブル容器	中身を消費した後に返却・回収し、洗浄して再び使用する容器のこと。
リデュース	「3R」の項目を参照
リモートワーク	従業員がオフィスに出勤することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。
リユース	「3R」の項目を参照
リユースネットひかり・リユースキッズひかり	家庭で不要となった使用可能な生活用品を提供したい人と希望する人の情報交換の場を提供する本市のシステム。育児用品や乳幼児の用品については、「リユースキッズひかり」において取り扱う。
<b>英数字</b>	
ICT	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術を表す言葉。
NPO	「Non Profit Organization (非営利団体)」の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。様々な分野で社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
PDCAサイクル	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan (従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する)、Do (事業を実施する)、Check (事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する)、Action (事業の改革・改善を行う)、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。

用 語	解 説
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略。持続可能な開発目標と訳されている、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を達成するために、17のゴールと169のターゲットで構成された国際目標のこと。
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）	「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅のこと。
3R	リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：製品・部品の再使用）、リサイクル（Recycle：再生資源の利用）の3つをキーワードとして、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組。
6次産業化	農林漁業者自らが、生産（第一次産業）だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）にも一体的に取り組むこと。